

平成26年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1一般土木〕第VI編 市場単価 改定対照表

頁	現 行	改 定 (平成27年7月30日以降適用)
VI-2-①-1	<p>①-1 鉄筋工(太径鉄筋含む)</p> <p>1. 適用範囲</p> <p>本資料は、市場単価方式による鉄筋工に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用できる範囲</p> <p>(1) 河川、海岸、道路、水路、コンクリート橋梁、鋼橋用及びコンクリート橋(PCコンボ橋、PC合成桁橋)用床版(PC床版は除く)等の鉄筋構造物の加工・組立、及び、差筋、場所打杭の鉄筋かごの加工・組立。</p> <p>(2) 鉄筋径は、D10(φ9)以上D51(φ51)以下とする。</p> <p>1-2 市場単価が適用できない範囲</p> <p>(1) 土木工事積算基準書等により別途積算するもの。</p> <p>1) 表1.1に示す工種。</p> <p>2) ダム本体工事における鉄筋工。</p> <p>(2) 特別調査等別途考慮するもの。</p> <p>1) 表1.2に示す工種。</p> <p>2) 鉄筋加工、もしくは、鉄筋組立のみ。</p> <p>3) 特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。</p> <p>4) 場所打杭の鉄筋かごで、無溶接工法にて加工・組立を行う場合。</p> <p>5) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用できない場合。</p>	<p>(1) 河川、海岸、道路、水路、コンクリート橋梁、鋼橋用及びコンクリート橋(PCコンボ橋、PC合成桁橋)用床版(PC床版は除く)等の鉄筋構造物の加工・組立、及び、差筋(削孔等を行うあと施工アンカーは除く)、場所打杭の鉄筋かごの加工・組立。</p> <p>(2) 特別調査等別途考慮するもの。</p> <p>1) 表1.2に示す工種。</p> <p>2) 鉄筋加工、もしくは、鉄筋組立のみ。</p> <p>3) 特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。</p> <p>4) 場所打杭の鉄筋かごで、無溶接工法にて加工・組立を行う場合。</p> <p>5) 25t以下のトラッククレーン及びラフテレーンクレーン以外のクレーンを使用する場合。</p> <p>6) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用できない場合。</p>
VI-2-①-2	<p>(注)1. 単価は材料費を含まない。ただし、結束線、スペーサを含む。またトラッククレーン及びラフテレーンクレーンを必要とする場合の賃料を含む。</p> <p>2. ガス圧接費、及び機械継手費を含まない。</p> <p>3. ※については、施工単価入力基準(WB810010)により考慮されるため、(注)1.で「単価は材料費を含まない」としているが、別途計上する必要はない。</p>	<p>(注)1. 単価は材料費を含まない。ただし、結束線、スペーサなどの副資材を含む。また、25t以下のトラッククレーン及びラフテレーンクレーンを必要とする場合の賃料を含む。</p> <p>2. ガス圧接費、及び機械継手費を含まない。</p> <p>3. ※については、施工単価入力基準(WB810010)により考慮されるため、(注)1.で「単価は材料費を含まない」としているが、別途計上する必要はない。</p>
VI-2-①-5	<p>3. 適用にあたっての留意事項</p> <p>市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。</p> <p>(1) 普通鉄筋・異形鉄筋とも同一条件とし、市場単価の区分はしない。</p> <p>(2) 鉄筋強度は問わない。</p> <p>(3) 鉄筋工の継手は、重ね継手を標準とし、機械継手の場合は、機械継手の材料費・設置手間を別途計上する。また、ガス圧接の場合は、土木工事標準積算基準書第VI編第2章①-2鉄筋工(ガス圧接工)によるものとする。</p> <p>(4) 場所打杭用かご筋にフレアー溶接を行う場合も適用できる。ただし、場所打杭用かご筋以外でフレアー溶接を行う場合は、フレアー溶接費用を別途計上する。</p> <p>(5) 架台を必要とする場合は、架台の製作・組立費用を別途計上する。</p> <p>(6) 組立鋼材(形鋼)を必要とする場合は、組立鋼材(形鋼)の材料費・設置手間(クレーン等による組立鋼材(形鋼)設置、組立鋼材(形鋼)とライナープレートなどの接合費用等)を別途計上(特別調査等)する。</p> <p>(7) 一工事中に複数の補正係数2(タイプ)に該当する場合は、それぞれの「補正係数2」毎の単価を適用する。ただし、施工規模加算率の判定は一工事全体の合計数量で判定する。</p>	<p>3. 適用にあたっての留意事項</p> <p>市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。</p> <p>(1) 普通鉄筋・異形鉄筋とも同一条件とし、市場単価の区分はしない。</p> <p>(2) 鉄筋強度、長さは問わない。</p> <p>(3) 鉄筋工の継手は、重ね継手を標準とし、機械継手の場合は、機械継手の材料費・設置手間を別途計上する。また、ガス圧接の場合は、土木工事標準積算基準書第VI編第2章①-2鉄筋工(ガス圧接工)によるものとする。</p> <p>(4) フック鉄筋以外の定着工法用の鉄筋加工費、鉄筋のねじ切り加工費は別途計上する。</p> <p>(5) 場所打杭用かご筋にフレアー溶接を行う場合も適用できる。ただし、場所打杭用かご筋以外でフレアー溶接を行う場合は、フレアー溶接費用を別途計上する。</p> <p>(6) 架台を必要とする場合は、架台の製作・組立費用を別途計上する。</p> <p>(7) 組立鋼材(形鋼)を必要とする場合は、組立鋼材(形鋼)の材料費・設置手間(クレーン等による組立鋼材(形鋼)設置、組立鋼材(形鋼)とライナープレートなどの接合費用等)を別途計上(特別調査等)する。</p>

平成26年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1一般土木〕第VI編 市場単価 改定対照表

頁	現 行	改 定 (平成27年7月30日以降適用)
VI-2-①-6	<p>(8) 規格・仕様区分及び補正係数2の適用は次に示すフローによる。</p>	<p>(8) 一工事中に複数の補正係数2(タイプ)に該当する場合は、それぞれの「補正係数2」毎の単価を適用する。ただし、施工規模加算率の判定は一工事全体の合計数量で判定する。 (9) 規格・仕様区分及び補正係数2の適用は次に示すフローによる。</p>
	<p>(9) 使用クレーンの規格は、25 t吊り以下のトラッククレーン及びラフテレーンクレーンとする。また、30 t吊り以上のトラッククレーン、ラフテレーンクレーン、ケーブルクレーン及びタワークレーンを使用する場合は別途特別調査等による。 (10) 随意契約による調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。</p>	<p>(10) 使用クレーンの規格は、25 t吊り以下のトラッククレーン及びラフテレーンクレーンとする。また、30 t吊り以上のトラッククレーン、ラフテレーンクレーン、ケーブルクレーン及びタワークレーンを使用する場合は別途特別調査等による。 (11) 随意契約による調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。</p>
VI-2-①-10	<p>3. 適用にあたっての留意事項 市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。 (1) 普通鉄筋、異形鉄筋の区分はしない。 (2) 随意契約により調整をおこなう追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定するものとする。</p>	<p>3. 適用にあたっての留意事項 市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。 (1) 普通鉄筋、異形鉄筋の区分はしない。 (2) <u>圧接作業に必要な施工器具(ホース、ポンプ、バーナー等)、圧接面の清掃費用を含む。</u> (3) 随意契約により調整をおこなう追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定するものとする。</p>
VI-2-②-1	<p>② 区 画 線 工</p> <p>1. 適用範囲 本資料は、市場単価方式による、区画線工に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用出来る範囲 (1) 道路に設置する区画線、道路標示の設置、消去。 (2) 設置作業のうち、溶解式(手動)、溶剤型及び水性型ペイント式(車載式)。</p> <p>1-2 市場単価が適用出来ない範囲 (1) 特別調査等別途考慮するもの。 1) 特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。 2) コンクリート舗装の上に施工された区画線、道路標示の消去。 3) 溶解式(手動)のうち、非鉛系の路面標示用塗料(黄色)を使用して施工する場合。 4) 区画線消去(ウォータージェット式)のうち、1工事の施工規模が100m未満の場合。 5) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用出来ない場合。</p>	<p>② 区 画 線 工</p> <p>1. 適用範囲 本資料は、市場単価方式による、区画線工に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用出来る範囲 (1) 道路に設置する区画線、道路標示の設置、消去。 (2) 設置作業のうち、溶解式(手動)、溶剤型及び水性型ペイント式(車載式)。</p> <p>1-2 市場単価が適用出来ない範囲 (1) 特別調査等別途考慮するもの。 1) 特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。 2) <u>設置作業のうち、ペイント式(手動)の場合。(ただし、北海道特殊規格において一部適用可)</u> 3) <u>コンクリート舗装の上に設置された区画線、道路標示の消去の場合。</u> 4) 溶解式(手動)のうち、非鉛系の路面標示用塗料(黄色)を使用して施工する場合。 5) <u>区画線消去(ウォータージェット式)のうち、1工事の施工規模が100m未満の場合。</u> 5) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用出来ない場合。</p>

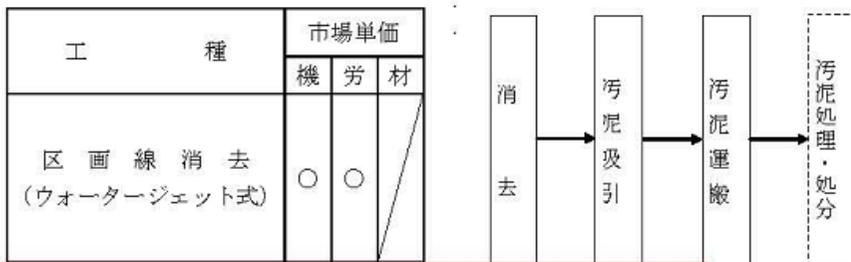
平成26年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1一般土木〕第VI編 市場単価 改定対照表

頁

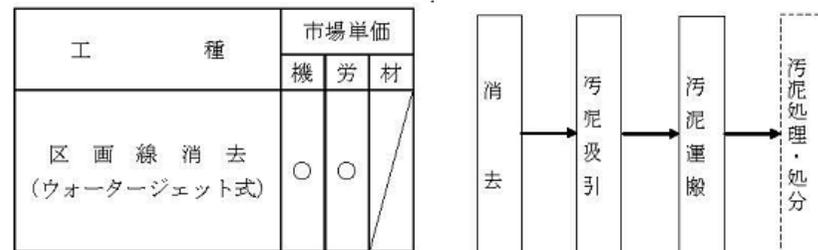
現 行

改 定 (平成27年7月30日以降適用)

VI-2-②-2



- (注) 1. 交通誘導警備員を必要とする場合は、別途計上する。
 2. 消去後に発生した汚泥の処理・処分費は別途計上する。
 3. 1工事の施工規模が100m未満の場合には適用出来ない。



- (注) 1. 交通誘導警備員を必要とする場合は、別途計上する。
 2. 消去後に発生した汚泥の処理・処分費は別途計上する。
~~3. 1工事の施工規模が100m未満の場合には適用出来ない。~~

平成26年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1一般土木〕第VI編 市場単価 改定対照表

頁 VI-2-②-3 現行

2-3 加算率・補正係数
(1) 加算率・補正係数の適用基準

表2.4 加算率・補正係数の適用基準

加算率	規格・仕様	適用基準		記号	備考	
		標準				
加算率	施工規模	標準		S ₀	全体数量	
		1工事の施工規模が、標準より小さい場合(実線15cm換算)は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。		S ₁ S ₂ S ₃		
		時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁		対象数量
		夜間作業	通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して、作業時間が夜間(20時~6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂		
塗布厚1.0mmの場合	区画線の塗布厚が1.0mmの場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₃				
排水性舗装に施工する場合	排水性舗装に施工する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₄				
未供用区間の場合	未供用区間において施工する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₅				
ペイント式の区間線を消去する場合	ペイント式の区間線、路面標示を消去する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₆				

(2) 加算率・補正係数の数値

表2.5 加算率・補正係数の数値

区分	記号	区画線設置	区画線設置	区画線消去	区画線消去	
		溶解式	ペイント式	削り取り式	ウォータージェット式	
加算率	施工規模	S ₀	(500m以上) 0%	(2,000m以上) 0%	—	(600m以上) 0%
		S ₁	(100m以上500m未満) 30%	(500m以上2,000m未満) 15%	—	(300m以上600m未満) 40%
		S ₂	(50m以上100m未満) 100%	(200m以上500m未満) 30%	—	(300m未満) 100%
		S ₃	(50m未満) 150%	(200m未満) 60%	—	—
補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁	1.3	1.15	—	1.3
	夜間作業	K ₂	1.2	1.1	1.35	1.25
	塗布厚1.0mmの場合	K ₃	0.9	—	—	—
	排水性舗装に施工する場合	K ₄	1.2	—	—	—
	未供用区間の場合	K ₅	0.9	0.9	—	—
	ペイント式の区間線を消去する場合	K ₆	—	—	—	0.85

(注) 1. 施工規模加算率(S₁), (S₂)又は(S₃)と時間的制約を受ける場合の補正係数(K₁)が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。
2. 区画線設置の施工規模は、溶解式、溶剤型ペイント式、水性型ペイント式それぞれ1工事の全体数量で判定する。
ただし、ペイント式(車載式)で、切削オーバーレイ工の完了待ちなどにより、1日当りの施工数量が標

改定 (平成27年7月30日以降適用)

2-3 加算率・補正係数
(1) 加算率・補正係数の適用基準

表2.4 加算率・補正係数の適用基準

加算率	規格・仕様	適用基準		記号	備考	
		標準				
加算率	施工規模	標準		S ₀	全体数量	
		1工事の施工規模が、標準より小さい場合(実線15cm換算)は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。ただし、区間線消去(ウォータージェット式)の施工規模が標準より小さい場合(実線15cm換算)は、一式価格を適用する。		S ₁ S ₂ S ₃		
		時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁		対象数量
		夜間作業	通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して、作業時間が夜間(20時~6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂		
塗布厚1.0mmの場合	区画線の塗布厚が1.0mmの場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₃				
排水性舗装に施工する場合	排水性舗装に施工する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₄				
未供用区間の場合	未供用区間において施工する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₅				
ペイント式の区間線を消去する場合	ペイント式の区間線、路面標示を消去する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₆				

(2) 加算率・補正係数の数値

表2.5 加算率・補正係数の数値

区分	記号	区画線設置	区画線設置	区画線消去	区画線消去	
		溶解式	ペイント式	削り取り式	ウォータージェット式	
加算率	施工規模	S ₀	(500m以上) 0%	(2,000m以上) 0%	—	(600m以上) 0%
		S ₁	(100m以上500m未満) 30%	(500m以上2,000m未満) 15%	—	(600m未満) 一式価格適用につき、加算率は適用しない
		S ₂	(50m以上100m未満) 100%	(200m以上500m未満) 30%	—	—
		S ₃	(50m未満) 150%	(200m未満) 60%	—	—
補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁	1.3	1.15	—	1.3
	夜間作業	K ₂	1.2	1.1	1.35	1.25
	塗布厚1.0mmの場合	K ₃	0.9	—	—	—
	排水性舗装に施工する場合	K ₄	1.2	—	—	—
	未供用区間の場合	K ₅	0.9	0.9	—	—
	ペイント式の区間線を消去する場合	K ₆	—	—	—	0.85

(注) 1. 施工規模加算率(S₁), (S₂)又は(S₃)と時間的制約を受ける場合の補正係数(K₁)が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。なお、区画線消去(ウォータージェット式)で一式価格を適用する場合も、時間的制約を受ける場合の補正係数(K₁)は適用しない。
2. 区画線設置の施工規模は、溶解式、溶剤型ペイント式、水性型ペイント式それぞれ1工事の全体数量で判定する。

平成26年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1一般土木〕第VI編 市場単価 改定対照表

頁	現 行	改 定 (平成27年7月30日以降適用)																																																																						
VI-2-②-4	<p>4. 排水性舗装に施工する場合の補正係数 (K_d) は、溶融式 (手動) による施工及び排水性舗装用に開発された工法・材料等による施工のどちらにも適用出来る。</p> <p>5. ペイント式は舗装の種類に関係なく適用出来る。</p> <p>(2) 仮区画線を施工する場合、区画線工と規格・仕様と同じであれば、適用出来る。</p> <p>(3) 溶融式 (手動) における横断線はゼブラを適用する。</p> <p>(4) 溶融式 (手動) の矢印・文字・記号における「所要材料換算長」とは、重複施工する部分を平均20%と見込み、これを施工実延長に加えた値で、換算長の算出は次式による。 所要材料換算長 (m) = 設計数量 (塗布面積 (㎡)) ÷ 0.15 × 1.20 (重複施工ロス分)</p> <p>(5) 水性型ペイント式については、気温5℃以上、湿度85%未満での施工を標準とする。また、新設舗装上に施工する場合は、養生期間を経て、路面上の水分、軽質油成分が消滅した後での施工を標準とする。</p> <p>(6) 随意契約による調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。</p>	<p>4. 排水性舗装に施工する場合の補正係数 (K_d) は、溶融式 (手動) による施工及び排水性舗装用に開発された工法・材料等による施工のどちらにも適用出来る。また、ペイント式は舗装の種類に関係なく適用出来る。</p> <p>5. ペイント式の区画線を消去する場合の補正係数 (K_d) は、標準施工規模に満たない場合 (一式価格を適用する場合) には適用しない。</p> <p>6. ペイント式は舗装の種類に関係なく適用出来る。</p> <p>(2) 仮区画線を施工する場合、区画線工と規格・仕様と同じであれば、適用出来る。</p> <p>(3) 歩道部、駐車場に区画線を設置する場合、区画線工と規格・仕様と同じであれば、適用出来る。</p> <p>(4) コンクリート舗装に区画線を設置する場合、区画線工と規格・仕様と同じであれば、適用出来る。</p> <p>(5) 溶融式 (手動) における横断線はゼブラを適用する。</p> <p>(6) 溶融式 (手動) の矢印・文字・記号における「所要材料換算長」とは、重複施工する部分を平均20%と見込み、これを施工実延長に加えた値で、換算長の算出は次式による。 所要材料換算長 (m) = 設計数量 (塗布面積 (㎡)) ÷ 0.15 × 1.20 (重複施工ロス分) ただし、構成する線幅が10cm未満の場合は適用出来ない。</p> <p>(7) 区画線設置のうち、減速・速度抑制等を目的とした破線 (平行四辺形) は適用できない。</p> <p>(8) 水性型ペイント式については、気温5℃以上、湿度85%未満での施工を標準とする。また、新設舗装上に施工する場合は、養生期間を経て、路面上の水分、軽質油成分が消滅した後での施工を標準とする。</p> <p>(9) 随意契約による調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。</p>																																																																						
VI-2-②-6	<p>(2) 区画線消去</p> <table border="1" data-bbox="246 909 1108 1117"> <thead> <tr> <th>施工歩掛コード</th> <th>WBS10220</th> <th>施工単位</th> <th>m</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施工区分</td> <td colspan="3">入 力 条 件</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">各 種</td> <td>J 1</td> <td>J 2</td> <td>J 3</td> <td>J 4</td> <td>J 5</td> </tr> <tr> <td>施工方法区分</td> <td>施工規模加算</td> <td>時間的制約を受ける場合の補正</td> <td>夜間作業の補正</td> <td>ペイント式区画線の補正</td> </tr> <tr> <td></td> <td>①削り取り式 ②ウォータージェット式</td> <td>(表4.4)</td> <td>①無 ②有</td> <td>①無 ②有</td> <td>①無 ②有</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 施工量は、消去面積を15cm換算した延長で入力する。 2. J1条件で①を選択した場合は、J2条件、J3条件、J5条件は入力する必要はない。 3. J2条件で②又は③を選択した場合は、J3条件は①で固定される。</p> <p>表4.4 施工規模加算</p> <table border="1" data-bbox="246 1244 571 1372"> <thead> <tr> <th>施工規模</th> <th>入力番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>600m以上</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>300m以上600m未満</td> <td>②</td> </tr> <tr> <td>300m未満</td> <td>③</td> </tr> </tbody> </table>	施工歩掛コード	WBS10220	施工単位	m	施工区分	入 力 条 件			各 種	J 1	J 2	J 3	J 4	J 5	施工方法区分	施工規模加算	時間的制約を受ける場合の補正	夜間作業の補正	ペイント式区画線の補正		①削り取り式 ②ウォータージェット式	(表4.4)	①無 ②有	①無 ②有	①無 ②有	施工規模	入力番号	600m以上	①	300m以上600m未満	②	300m未満	③	<p>(2) 区画線消去</p> <table border="1" data-bbox="1254 821 2004 1021"> <thead> <tr> <th>施工歩掛コード</th> <th>WBS10220</th> <th>施工単位</th> <th>m</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施工区分</td> <td colspan="3">入 力 条 件</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">各 種</td> <td>J 1</td> <td>J 2</td> <td>J 3</td> <td>J 4</td> </tr> <tr> <td>施工方法区分</td> <td>時間的制約を受ける場合の補正</td> <td>夜間作業の補正</td> <td>ペイント式区画線の補正</td> </tr> <tr> <td></td> <td>①削り取り式 ②ウォータージェット式</td> <td>①無 ②有</td> <td>①無 ②有</td> <td>①無 ②有</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 施工量は、消去面積を15cm換算した延長とする。 2. J1条件で①を選択した場合は、J2条件、J4条件は入力する必要はない。 3. ウォータージェット式で施工量が600m未満の場合は、区画線消去(ウォータージェット式、600m未満)(WBS10230)により別途計上する。</p> <p>(3) 区画線消去 (ウォータージェット式 600m未満)</p> <table border="1" data-bbox="1254 1197 1736 1396"> <thead> <tr> <th>施工歩掛コード</th> <th>WBS10230</th> <th>施工単位</th> <th>式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施工区分</td> <td colspan="3">入 力 条 件 表</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">各 種</td> <td>J 1</td> <td colspan="2">夜間作業の補正</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">①無 ②有</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 施工量は、消去面積を15cm換算した延長とする。 2. 施工量が600m以上の場合は、区画線消去(WBS10220)により別途計上する。</p>	施工歩掛コード	WBS10220	施工単位	m	施工区分	入 力 条 件			各 種	J 1	J 2	J 3	J 4	施工方法区分	時間的制約を受ける場合の補正	夜間作業の補正	ペイント式区画線の補正		①削り取り式 ②ウォータージェット式	①無 ②有	①無 ②有	①無 ②有	施工歩掛コード	WBS10230	施工単位	式	施工区分	入 力 条 件 表			各 種	J 1	夜間作業の補正			①無 ②有	
施工歩掛コード	WBS10220	施工単位	m																																																																					
施工区分	入 力 条 件																																																																							
各 種	J 1	J 2	J 3	J 4	J 5																																																																			
	施工方法区分	施工規模加算	時間的制約を受ける場合の補正	夜間作業の補正	ペイント式区画線の補正																																																																			
	①削り取り式 ②ウォータージェット式	(表4.4)	①無 ②有	①無 ②有	①無 ②有																																																																			
施工規模	入力番号																																																																							
600m以上	①																																																																							
300m以上600m未満	②																																																																							
300m未満	③																																																																							
施工歩掛コード	WBS10220	施工単位	m																																																																					
施工区分	入 力 条 件																																																																							
各 種	J 1	J 2	J 3	J 4																																																																				
	施工方法区分	時間的制約を受ける場合の補正	夜間作業の補正	ペイント式区画線の補正																																																																				
	①削り取り式 ②ウォータージェット式	①無 ②有	①無 ②有	①無 ②有																																																																				
施工歩掛コード	WBS10230	施工単位	式																																																																					
施工区分	入 力 条 件 表																																																																							
各 種	J 1	夜間作業の補正																																																																						
		①無 ②有																																																																						

平成26年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1一般土木〕第VI編 市場単価 改定対照表

頁	現 行	改 定 (平成27年7月30日以降適用)																		
VI-2-③-1	<p>③ 高視認性区画線工</p> <p>1. 適用範囲</p> <p>本資料は、市場単価方式による、高視認性区画線工に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用できる範囲</p> <p>(1) 道路に設置する区画線、道路標示の設置、消去。</p> <p>(2) 設置作業のうち、溶解式、2液反応式及び貼付式。</p> <p>1-2 市場単価が適用できない範囲</p> <p>(1) 特別調査等別途考慮するもの。</p> <p>1) リブ式で突起部(リブ)とライン部の施工が別となる場合。</p> <p>2) 排水性舗装上への区画線、道路標示の設置・消去。また、コンクリート舗装上に施工された区画線、道路標示の消去。</p> <p>3) 特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。</p> <p>4) 溶解式のうち、非鉛系の路面標示用塗料(黄色)を使用して施工する場合。</p> <p>5) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用できない場合。</p>	<p>③ 高視認性区画線工</p> <p>1. 適用範囲</p> <p>本資料は、市場単価方式による、高視認性区画線工に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用できる範囲</p> <p>(1) 道路に設置する区画線、道路標示の設置、消去。</p> <p>(2) 設置作業のうち、溶解式、2液反応式及び貼付式。</p> <p>1-2 市場単価が適用できない範囲</p> <p>(1) 特別調査等別途考慮するもの。</p> <p>1) リブ式で突起部(リブ)とライン部の施工が別となる場合。</p> <p>2) 排水性舗装上への区画線、道路標示の設置・消去の場合。また、コンクリート舗装上に設置された区画線、道路標示の消去の場合。</p> <p>3) 特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。</p> <p>4) 溶解式のうち、非鉛系の路面標示用塗料(黄色)を使用して施工する場合。</p> <p>5) 消去作業のうち、ウォータージェット式の場合。</p> <p>6) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用できない場合。</p>																		
VI-2-③-3	<p>(注)1. 施工規模加算率(S₁)または(S₂)と時間的制約を受ける場合の補正係数(K₁)が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。</p> <p>2. 施工規模は、リブ式(溶解式)、リブ式(2液反応式)、非リブ式(溶解式)、貼付式のそれぞれ1工事の全体数量で判定する。</p> <p>2-4 直接工事費の算出</p> <p>直接工事費=設計単価(注1)×設計数量</p> <p>(注1) 設計単価=標準の市場単価×(1+S₀ or S₁ or S₂/100)×(K₁×K₂……×K_n)</p> <p>3. 適用にあたっての留意事項</p> <p>市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。</p> <p>(1) 区画線設置作業における供用区間及び未供用区間の取り扱いは、下表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="257 941 1064 1133"> <caption>表3.1</caption> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>工 事 種 別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">供 用 区 間</td> <td>維持修繕工事：維持修繕工事に伴う区画線工事</td> </tr> <tr> <td>現道拡幅工事等：現道拡幅工事に伴う区画線工事</td> </tr> <tr> <td>交通安全工事(1種)：交差点改良、停車帯等の交通安全工事(1種)に伴う区画線工事</td> </tr> <tr> <td>交通安全工事(2種)：現道の区画線の補修工事</td> </tr> <tr> <td>未 供 用 区 間</td> <td>バイパス工事等：バイパス新設など未供用区間の区画線工事</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 非リブ式(溶解式)における横断線はゼブラを適用する。</p> <p>(3) 随意契約による調整を行う追加工事の取り扱い、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。</p>	区 分	工 事 種 別	供 用 区 間	維持修繕工事：維持修繕工事に伴う区画線工事	現道拡幅工事等：現道拡幅工事に伴う区画線工事	交通安全工事(1種)：交差点改良、停車帯等の交通安全工事(1種)に伴う区画線工事	交通安全工事(2種)：現道の区画線の補修工事	未 供 用 区 間	バイパス工事等：バイパス新設など未供用区間の区画線工事	<p>(注)1. 施工規模加算率(S₁)又は(S₂)と時間的制約を受ける場合の補正係数(K₁)が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。</p> <p>2. 施工規模は、リブ式(溶解式)、リブ式(2液反応式)、非リブ式(溶解式)、貼付式のそれぞれ1工事の全体数量で判定する。</p> <p>2-4 直接工事費の算出</p> <p>直接工事費=設計単価(注1)×設計数量</p> <p>(注1) 設計単価=標準の市場単価×(1+S₀ or S₁ or S₂/100)×(K₁×K₂……×K_n)</p> <p>3. 適用にあたっての留意事項</p> <p>市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。</p> <p>(1) 区画線設置作業における供用区間及び未供用区間の取扱いは、下表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1243 941 2049 1133"> <caption>表3.1</caption> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>工 事 種 別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">供 用 区 間</td> <td>維持修繕工事：維持修繕工事に伴う区画線工事</td> </tr> <tr> <td>現道拡幅工事等：現道拡幅工事に伴う区画線工事</td> </tr> <tr> <td>交通安全工事(1種)：交差点改良、停車帯等の交通安全工事(1種)に伴う区画線工事</td> </tr> <tr> <td>交通安全工事(2種)：現道の区画線の補修工事</td> </tr> <tr> <td>未 供 用 区 間</td> <td>バイパス工事等：バイパス新設など未供用区間の区画線工事</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 非リブ式(溶解式)における横断線はゼブラを適用する。</p> <p>(3) 歩道部に区画線を設置する場合、区画線工と規格・仕様が同じであれば、適用できる。</p> <p>(4) 随意契約による調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。</p>	区 分	工 事 種 別	供 用 区 間	維持修繕工事：維持修繕工事に伴う区画線工事	現道拡幅工事等：現道拡幅工事に伴う区画線工事	交通安全工事(1種)：交差点改良、停車帯等の交通安全工事(1種)に伴う区画線工事	交通安全工事(2種)：現道の区画線の補修工事	未 供 用 区 間	バイパス工事等：バイパス新設など未供用区間の区画線工事
区 分	工 事 種 別																			
供 用 区 間	維持修繕工事：維持修繕工事に伴う区画線工事																			
	現道拡幅工事等：現道拡幅工事に伴う区画線工事																			
	交通安全工事(1種)：交差点改良、停車帯等の交通安全工事(1種)に伴う区画線工事																			
	交通安全工事(2種)：現道の区画線の補修工事																			
未 供 用 区 間	バイパス工事等：バイパス新設など未供用区間の区画線工事																			
区 分	工 事 種 別																			
供 用 区 間	維持修繕工事：維持修繕工事に伴う区画線工事																			
	現道拡幅工事等：現道拡幅工事に伴う区画線工事																			
	交通安全工事(1種)：交差点改良、停車帯等の交通安全工事(1種)に伴う区画線工事																			
	交通安全工事(2種)：現道の区画線の補修工事																			
未 供 用 区 間	バイパス工事等：バイパス新設など未供用区間の区画線工事																			
VI-2-④-3	<p>3. 適用にあたっての留意事項</p> <p>(1) ブロックの種類</p> <p>1) 標準品</p> <p>ブロック厚6cm、8cmのブロックで特殊品及びオリジナル品を除くブロックをいう。</p> <p>なお形状は、参考資料を参照されたい。</p>	<p>3. 適用にあたっての留意事項</p> <p>(1) ブロックの種類</p> <p>1) 標準品</p> <p>ブロック厚6cm、8cmのブロックで特殊品及びオリジナル品を除くブロックをいう。</p> <p>なお形状は、5. 参考資料を参照されたい。</p>																		

平成26年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1一般土木〕第VI編 市場単価 改定対照表

頁	現 行	改 定 (平成27年7月30日以降適用)
VI-2-④-4	<p>〔6〕 設置してあるインターロッキングブロックを撤去して、再使用する場合は、次式による。 撤去(再使用)の標準の市場単価×加算率・補正係数+設置手間+材料のロス (注1) 再設置にあたり発生する材料のロスは新設と同様2%とする。 (注2) 設置手間については、(4)の特用品を使用する場合と同じとする。 (7) 随意契約により調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。</p>	<p>〔6〕 透水シート布設の有無に関わらず適用できる。ただし、透水シートの材料費は別途計上する。 〔7〕 設置してあるインターロッキングブロックを撤去して、再使用する場合は、次式による。 撤去(再使用)の標準の市場単価×加算率・補正係数+設置手間+材料のロス (注1) 再設置にあたり発生する材料のロスは新設と同様2%とする。 (注2) 設置手間については、(4)の特用品を使用する場合と同じとする。 〔8〕 随意契約により調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。</p>
VI-2-⑤-1	<p>⑤ 防護柵設置工</p> <p>⑤-1 防護柵設置工(ガードレール)</p> <p>1. 適用範囲</p> <p>本資料は、市場単価方式による、防護柵設置工(ガードレール)に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用できる範囲</p> <p>(1) 新設・更新、撤去工事。 (2) 部材設置、部材撤去。</p> <p>1-2 市場単価が適用できない範囲</p> <p>(1) 橋梁建込の場合。 (2) 土木工事標準積算基準書等により別途積算するもの。 1) 事故後の復旧工事(設置・撤去)。 (3) 特別調査等別途考慮するもの。 1) 白色以外の塗装色の場合。</p>	<p>⑤ 防護柵設置工</p> <p>⑤-1 防護柵設置工(ガードレール)</p> <p>1. 適用範囲</p> <p>本資料は、市場単価方式による、防護柵設置工(ガードレール)に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用できる範囲</p> <p>(1) 新設・更新、撤去工事。 (2) 部材設置、部材撤去。</p> <p>1-2 市場単価が適用できない範囲</p> <p>(1) 橋梁建込の場合。 (2) 土木工事標準積算基準書等により別途積算するもの。 1) 事故後の復旧工事(設置・撤去)。 (3) 特別調査等別途考慮するもの。 4) 白色以外の塗装色の場合。 1) ベースプレート式の設置の場合。 2) 2-2市場単価の規格・仕様(表2.1~2.8)以外の製品の場合 3) S種、A種で標準支柱より長い場合や曲げ支柱の場合。 4) 標準型ガードレールに根巻きコンクリートを設置する場合。 5) 特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。 6) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用できない場合。</p>
VI-2-⑤-7	<p>3. 適用にあたっての留意事項</p> <p>市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。</p> <p>(1) 材料を含まない設置手間(機・労)の算出は、次式による。 設置手間 = {設置単価(標準の市場単価) × 加算率 × 補正係数} - 材料費_※ ※曲線部の場合、ビームの曲げ加工済みの材料費(標準材料費+曲げ加工費)とする。</p> <p>(2) 耐雪型ガードレールの設置において、ガードレールB種・積雪ランク5、ガードレールC種・積雪ランク4及び5は、上級種別の規格を適用する。</p> <p>(3) 移設の設置手間(機・労)の算出は、次式による。 移設手間 = {撤去単価(標準の市場単価) × 補正係数} + {設置単価(標準の市場単価) × 加算率 × 補正係数 - 材料費_※} ※曲線部の場合、ビームの曲げ加工済みの材料費(標準材料費+曲げ加工費)とする。</p> <p>(4) 随意契約による調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。</p>	<p>3. 適用にあたっての留意事項</p> <p>市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。</p> <p>(1) 材料を含まない設置手間(機・労)の算出は、次式による。 設置手間 = {設置単価(標準の市場単価) × 加算率 × 補正係数} - 材料費_※ ※曲線部の場合、ビームの曲げ加工済みの材料費(標準材料費+曲げ加工費)とする。</p> <p>(2) 景観に配慮した塗装(景観に配慮した防護柵の整備ガイドラインに基づく基本3色等)を施した製品を用いる場合は、材料を含まない設置手間(機・労)を算出の上、材料費を別途計上する。</p> <p>(3) 耐雪型ガードレールの設置において、ガードレールB種・積雪ランク5、ガードレールC種・積雪ランク4及び5は、上級種別の規格を適用する。</p> <p>(4) 移設の設置手間(機・労)の算出は、次式による。 移設手間 = {撤去単価(標準の市場単価) × 補正係数} + {設置単価(標準の市場単価) × 加算率 × 補正係数 - 材料費_※} ※曲線部の場合、ビームの曲げ加工済みの材料費(標準材料費+曲げ加工費)とする。</p> <p>(5) 随意契約による調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。</p> <p>(6) 耐雪型ガードレールにおける根巻きコンクリートは、プレキャストコンクリートブロック、現場打設を問わず適用可能。</p> <p>(7) コンクリート基礎ブロックの設置が必要な場合は、コンクリート基礎ブロック材料費・設置手間(機・労)を別途計上する。</p>

平成26年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1一般土木〕第VI編 市場単価 改定対照表

頁	現 行	改 定 (平成27年7月30日以降適用)
VI-2-⑤-8	<p>(注) 1. J 1条件で①を選択し、かつJ 3条件で②、③を選択した場合は、J 5条件は①で固定される。 2. J 1条件で①を選択した場合は、J 3条件は④が選択できない。また、J 1条件で②を選択した場合は、J 3条件は②、③が選択できない。 3. J 1条件で②を選択し、かつJ 3条件で④を選択した場合は、J 5条件は①で固定される。 4. J 1条件で①を選択した場合は、J 2条件は表2.1より選択すること。 5. J 1条件で②を選択した場合は、J 2条件は表2.2より選択すること。 6. J 2条件でA種を選択した場合は、J 7条件の選択はできない。</p> <p>(注) 1. 本コードは、ビーム補強金具を必要とする場合の施工費を含む。 2. J 1条件で①を選択し、かつJ 3条件で②、③を選択した場合は、J 5条件は①で固定される。 3. J 1条件で①を選択した場合は、J 3条件は④が選択できない。また、J 1条件で②を選択した場合は、J 3条件は②、③が選択できない。 4. J 1条件で②を選択し、かつJ 3条件で④を選択した場合は、J 5条件は①で固定される。 5. J 1条件で①を選択した場合は、J 2条件は表2.3より選択すること。 6. J 1条件で②を選択した場合は、J 2条件は表2.4より選択すること。 7. J 2条件でA種を選択した場合は、J 7条件の選択はできない。</p>	<p>(注) 1. J 1条件で①を選択し、かつJ 3条件で②、③を選択した場合は、J 5条件は①で固定される。 2. J 1条件で①を選択した場合は、J 3条件は④が選択できない。また、J 1条件で②を選択した場合は、J 3条件は②、③が選択できない。 3. J 1条件で②を選択し、かつJ 3条件で④を選択した場合は、J 5条件は①で固定される。 4. J 1条件で①を選択した場合は、J 2条件は表2.1より選択すること。 5. J 1条件で②を選択した場合は、J 2条件は表2.2より選択すること。 6. J 2条件でA種を選択した場合は、J 7条件の選択はできない。 7. J 2条件でA種以外を選択した場合は、J 7条件では④、⑤及び⑩の選択はできない。</p> <p>(注) 1. 本コードは、ビーム補強金具を必要とする場合の施工費を含む。 2. J 1条件で①を選択し、かつJ 3条件で②、③を選択した場合は、J 5条件は①で固定される。 3. J 1条件で①を選択した場合は、J 3条件は④が選択できない。また、J 1条件で②を選択した場合は、J 3条件は②、③が選択できない。 4. J 1条件で②を選択し、かつJ 3条件で④を選択した場合は、J 5条件は①で固定される。 5. J 1条件で①を選択した場合は、J 2条件は表2.3より選択すること。 6. J 1条件で②を選択した場合は、J 2条件は表2.4より選択すること。 7. J 2条件でA種を選択した場合は、J 7条件の選択はできない。 8. J 1条件で①を選択し、J 2条件で⑤及び⑩を選択した場合は、J 7条件で④～⑦及び⑨～⑩は選択できない。 9. J 1条件で①を選択し、J 2条件で⑥、⑧及び⑪を選択した場合は、J 7条件で②～③、⑥～⑧及び⑩は選択できない。 10. J 1条件で⑦、⑨及び⑫を選択した場合は、J 7条件で②～⑤、⑧～⑨は選択できない。 11. J 1条件で②を選択し、J 2条件で⑤～⑨又は⑫～⑬を選択した場合は、J 7条件で②～⑤及び⑧～⑩は選択できない。</p>
VI-2-⑤-12	<p>⑤-2 防護柵設置工 (ガードパイプ)</p> <p>1. 適用範囲 本資料は、市場単価方式による、防護柵設置工(歩車道境界用ガードパイプ)に適用する。 1-1 市場単価が適用できる範囲 (1) 新設・更新、撤去工事。 (2) 部材設置、部材撤去。 1-2 市場単価が適用できない範囲 (1) 土木工事標準積算基準書等により別途積算するもの。 1) 事故後の復旧工事(撤去・設置)。 (2) 特別調査等別途考慮するもの。 1) 耐雪型を用いる場合。 2) 白色以外の塗装色の場合。 3) 特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。 4) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用できない場合。</p>	<p>⑤-2 防護柵設置工 (ガードパイプ)</p> <p>1. 適用範囲 本資料は、市場単価方式による、防護柵設置工(歩車道境界用ガードパイプ)に適用する。 1-1 市場単価が適用できる範囲 (1) 新設・更新、撤去工事。 (2) 部材設置、部材撤去。 1-2 市場単価が適用できない範囲 (1) 土木工事標準積算基準書等により別途積算するもの。 1) 事故後の復旧工事(撤去・設置)。 (2) 特別調査等別途考慮するもの。 1) 耐雪型を用いる場合。 2) 白色以外の塗装色の場合。 2) ベースプレート式ガードパイプの場合。 3) 2-2市場単価の規格・仕様(表2.1～2.5)以外の製品の場合。 4) 景観型ガードパイプの場合(Gp-A-3E4, Gp-A-3EV等)。 5) A種で標準支柱より長い場合や曲げ支柱の場合。 6) 特殊軸ビーム(張出し幅300mm・500mmのE型軸など)の場合。 7) 特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。 8) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用できない場合。</p>
VI-2-⑤-14	<p>(注) 施工規模加算率(S₁)又は(S₂)と時間的制約を受ける場合の補正係数(K₁)が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。</p>	<p>(注) 1. 施工規模加算率(S₁)又は(S₂)と時間的制約を受ける場合の補正係数(K₁)が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。 2. 防護柵設置の施工規模は、土中建込、コンクリート建込それぞれ1工事の全体数量で判断する。</p>

平成26年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1一般土木〕第VI編 市場単価 改定対照表

頁	現 行	改 定 (平成27年7月30日以降適用)							
VI-2-⑤-15	<p>3. 適用にあたっての留意事項</p> <p>市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。</p> <p>(1) 材料を含まない設置手間(機・労)の算出は、次式による。 $設置手間 = \{設置単価(標準の市場単価) \times 加算率 \times 補正係数\} - 材料費_{※}$ ※曲線部の場合、ビームの曲げ加工済みの材料費(標準材料費+曲げ加工費)とする。</p> <p>(2) 移設の設置手間(機・労)の算出は、次式による。 $移設手間 = \{撤去単価(標準の市場単価) \times 補正係数\} + \{設置単価(標準の市場単価) \times 加算率 \times 補正係数\} - 材料費_{※}$ ※曲線部の場合、ビームの曲げ加工済みの材料費(標準材料費+曲げ加工費)とする。</p> <p>(3) 随意契約による調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。</p>	<p>3. 適用にあたっての留意事項</p> <p>市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。</p> <p>(1) 材料を含まない設置手間(機・労)の算出は、次式による。 $設置手間 = \{設置単価(標準の市場単価) \times 加算率 \times 補正係数\} - 材料費_{※}$ ※曲線部の場合、ビームの曲げ加工済みの材料費(標準材料費+曲げ加工費)とする。 <u>(2) 景観に配慮した塗装色を用いる場合は、材料費を含まない設置手間(機・労)を算出のうえ、材料費を別途計上する。</u></p> <p>(3) 移設の設置手間(機・労)の算出は、次式による。 $移設手間 = \{撤去単価(標準の市場単価) \times 補正係数\} + \{設置単価(標準の市場単価) \times 加算率 \times 補正係数\} - 材料費_{※}$ ※曲線部の場合、ビームの曲げ加工済みの材料費(標準材料費+曲げ加工費)とする。 <u>(4) コンクリート基礎ブロックの設置が必要な場合は、コンクリート基礎ブロック材料費・設置手間(機・労)を別途計上する。</u></p> <p>(5) 随意契約による調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。</p>							
VI-2-⑤-18	<p>⑤-3 防護柵設置工(横断・転落防止柵)</p> <p>1. 適用範囲</p> <p>本資料は、市場単価方式による、柵高70cm以上125cm以下の防護柵設置工(横断・転落防止柵)に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用出来る範囲</p> <p>(1) 新設・更新、撤去工事。 (2) 部材設置、部材撤去工事。</p> <p>1-2 市場単価が適用出来ない範囲</p> <p>(1) 土木工事標準積算基準書等により別途積算するもの。 (2) 特別障害等別途考慮するもの。</p> <p>1) 防護柵(S・P種)(横断・転落防止柵) 2) 特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。 3) その他、規格・仕様等が適合せず市場単価が適用出来ない場合。</p> <p>工 種</p> <table border="1" data-bbox="291 1133 515 1276"> <tr> <td rowspan="2">市場単価</td> <td>機</td> <td>労</td> <td>材</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td>× ※</td> </tr> </table> <p>コンクリート基礎 小 運 搬 支 柱 建 込 充 填 ビームは ステンレス製</p> <p>(注)1. 支柱建込箇所のコンクリートの穴あけ費用は含まない。ただし、充填材(労務費・材料費)を含む。 2. ※については、施工単価入力基準表(WBS10760)で考慮されているため別途計上する必要はない。</p>	市場単価	機	労	材	○	○	× ※	<p>⑤-3 防護柵設置工(横断・転落防止柵)</p> <p>1. 適用範囲</p> <p>本資料は、市場単価方式による、柵高70cm以上125cm以下の防護柵設置工(横断・転落防止柵)に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用出来る範囲</p> <p>(1) 新設・更新、撤去工事。 (2) 部材設置、部材撤去工事。</p> <p>1-2 市場単価が適用出来ない範囲</p> <p>(1) 土木工事標準積算基準書等により別途積算するもの。 (2) 特別障害等別途考慮するもの。</p> <p>1) 防護柵(S・P種)(横断・転落防止柵)以外の製品の場合。 2) 高さが125cm超の場合。 3) 門型の横断防止柵を車止めとして設置する場合。 4) アンカーボルト固定のアンカーボルトにステンレス製やケミカルアンカーを使用する場合。 5) 特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。 6) その他、規格・仕様等が適合せず市場単価が適用出来ない場合。</p> <p>レイアウト変更</p>
市場単価	機		労	材					
	○	○	× ※						

平成26年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1一般土木〕第VI編 市場単価 改定対照表

頁	現 行	改 定 (平成27年7月30日以降適用)																						
VI-2-⑤-19	<p style="text-align: center;">レイアウト変更</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; margin-bottom: 10px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; margin-bottom: 10px;"></div> <p>④ 防護柵(横断・転落防止柵)部材撤去 ビーム又はパネルの撤去</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>ビーム又は パネルの撤去</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(注) 撤去後における仮置き(現場内)の有無にかかわらず適用出来る。</p>	工 種	市場単価			機	労	材	ビーム又は パネルの撤去	○	○	/	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>コンクリート建込</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">×</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(注) 1. 支柱建込箇所のコンクリートの穴あけ費用は含まない。ただし、充填材(労務費・材料費)を含む。 2. ※については、施工単価入力基準表(0810760)で考慮されているため別途計上する必要はない。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(注) 1. 撤去後における仮置き(現場内)の有無にかかわらず適用出来る。 2. プレキャストコンクリートブロック建込および根巻きコンクリート設置の防護柵の場合、コンクリートブロックの撤去を含む。 3. コンクリートブロックと支柱を分離する費用は含まない。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; margin-top: 10px;"></div> <p style="text-align: center;">レイアウト変更</p>	工 種	市場単価			機	労	材	コンクリート建込	○	○	×
工 種	市場単価																							
	機	労	材																					
ビーム又は パネルの撤去	○	○	/																					
工 種	市場単価																							
	機	労	材																					
コンクリート建込	○	○	×																					
VI-2-⑤-20	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; margin-bottom: 10px;"></div> <p style="text-align: center;">レイアウト変更</p>	<p>④ 防護柵(横断・転落防止柵)部材撤去 ビーム又はパネルの撤去</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>ビーム又は パネルの撤去</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(注) 撤去後における仮置き(現場内)の有無にかかわらず適用出来る。</p>	工 種	市場単価			機	労	材	ビーム又は パネルの撤去	○	○	/											
工 種	市場単価																							
	機	労	材																					
ビーム又は パネルの撤去	○	○	/																					
VI-2-⑤-22	<p>3. 適用にあたっての留意事項 市場単価適用にあたっては、以下の点に留意すること。</p> <p>(1) 随意契約による調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; margin-top: 10px;"></div>	<p>3. 適用にあたっての留意事項 市場単価適用にあたっては、以下の点に留意すること。</p> <p>(1) 随意契約による調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(2) <u>プレキャストコンクリートブロック建込の根入れ深さが変わる場合でも、プレキャストコンクリートブロック質量が100kg未満であれば適用できる。</u></p> <p>(3) <u>根巻きコンクリートは、プレキャストコンクリートブロック、現場打設を問わず適用できる。</u></p> <p>(4) <u>部材の色を問わず適用できる。</u></p> </div>																						

平成26年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1一般土木〕第VI編 市場単価 改定対照表

頁

現 行

改 定 (平成27年7月30日以降適用)

VI-2-⑤-23

4. 施工単価入力基準表

(1) 防護柵(横断・転落防止柵)設置工

施工歩掛コード	WBS10760	施工単位	m						
施工区分	入 力 条 件								
	I 1	I 2	I 3	I 4	I 5	I 6	I 7		
防護柵(横断・ 転落防止柵) 設置工	施工区分 (表4.1)	防護柵種類 ①ビーム式・パネル式 ②門型	支柱間隔 ①1m ②1.5m ③2m ④3m	根巻コンクリート の有無 ①無 ②有	施工規模 による加算 (表4.2)	時間的制約 を受ける 場合の補正 ①無 ②有	夜間作業 の補正 ①無 ②有		

(2) 防護柵(横断・転落防止柵)撤去工

施工歩掛コード	WBS10770	施工単位	m				
施工区分	入 力 条 件						
	I 1	I 2	I 3	I 4	I 5		
防護柵(横断・ 転落防止柵) 撤去工	施工区分 (表4.1)	防護柵種類 ①ビーム式・パネル式 ②門型	支柱間隔 ①1m ②1.5m ③2m ④3m	時間的制約 を受ける 場合の補正 ①無 ②有	夜間作業 の補正 ①無 ②有		

(3) 部材設置工(ビーム・パネル)

施工歩掛コード	WBS10780	施工単位	m		
施工区分	入 力 条 件				
	J 1	J 2	J 3		
部材設置工 (ビーム・パネル)	支柱間隔 ①1m ②1.5m ③2m ④3m	時間的制約 を受ける 場合の補正 ①無 ②有	夜間作業 の補正 ①無 ②有		

(注) 防護柵(横断・転落防止柵)部材(ビーム・パネル)単価(Y-1192101)[円/m]を単価登録すること。

(4) 部材撤去工(ビーム・パネル)

施工歩掛コード	WBS10790	施工単位	m		
施工区分	入 力 条 件				
	I 1	I 2	I 3		
部材撤去工 (ビーム・パネル)	支柱間隔 ①1m ②1.5m ③2m ④3m	時間的制約 を受ける 場合の補正 ①無 ②有	夜間作業 の補正 ①無 ②有		

(注) 発生品の積込・運搬が必要な場合は「第I編第2章③現場発生品及び支給品運搬」により別途計上すること。

VI-2-⑤-24

4. 施工単価入力基準表

(1) 防護柵(横断・転落防止柵)設置工

施工歩掛コード	WBS10760	施工単位	m						
施工区分	入 力 条 件								
	I 1	I 2	I 3	I 4	I 5	I 6	I 7		
各種 防護柵(横断・ 転落防止柵) 設置工	施工区分 (表4.1)	防護柵種類 ①ビーム式・パネル式 ②門型	支柱間隔 ①1m ②1.5m ③2m ④3m	根巻コンクリート の有無 ①無 ②有	施工規模 による加算 (表4.2)	時間的制約 を受ける 場合の補正 ①無 ②有	夜間作業 の補正 ①無 ②有		

(2) 防護柵(横断・転落防止柵)撤去工

施工歩掛コード	WBS10770	施工単位	m				
施工区分	入 力 条 件						
	I 1	I 2	I 3	I 4	I 5		
各種 防護柵(横断・ 転落防止柵) 撤去工	施工区分 (表4.1)	防護柵種類 ①ビーム式・パネル式 ②門型	支柱間隔 ①1m ②1.5m ③2m ④3m	時間的制約 を受ける 場合の補正 ①無 ②有	夜間作業 の補正 ①無 ②有		

(3) 部材設置工(ビーム・パネル)

施工歩掛コード	WBS10780	施工単位	m		
施工区分	入 力 条 件				
	J 1	J 2	J 3		
各種 部材設置工 (ビーム・パネル)	支柱間隔 ①1m ②1.5m ③2m ④3m	時間的制約 を受ける 場合の補正 ①無 ②有	夜間作業 の補正 ①無 ②有		

(注) 防護柵(横断・転落防止柵)部材(ビーム・パネル)単価(Y-1192101)[円/m]を単価登録すること。

(4) 部材撤去工(ビーム・パネル)

施工歩掛コード	WBS10790	施工単位	m		
施工区分	入 力 条 件				
	I 1	I 2	I 3		
各種 部材撤去工 (ビーム・パネル)	支柱間隔 ①1m ②1.5m ③2m ④3m	時間的制約 を受ける 場合の補正 ①無 ②有	夜間作業 の補正 ①無 ②有		

(注) 発生品の積込・運搬が必要な場合は「第I編第2章③現場発生品及び支給品運搬」により別途計上すること。

平成26年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1一般土木〕第VI編 市場単価 改定対照表

頁	現 行	改 定 (平成27年7月30日以降適用)																																						
VI-2-⑤-26	<p>⑤-4 防護柵設置工(落石防護柵)</p> <p>1. 適用範囲 本資料は市場単価方式による、落石防護柵(ストーンガード)設置及び撤去工に適用する。 なお、市場単価の適用工種は、下記のとおりとする。</p> <p>1-1 市場単価が適用できる範囲 (1) 防護柵設置工のうち、落石防護柵(ストーンガード)設置及び撤去に適用し、柵高は4m以下、支柱間隔は3m(耐雪型(上弦材付き)は3m、2m)とする。</p> <p>1-2 市場単価が適用できない範囲 (1) 特別調査等別途考慮するもの。 1) 落雪(せり出し)防護柵の場合。 2) 支柱の塗装仕様が現場塗装の場合。 3) 特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。 4) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用できない場合。</p> <p>2. 市場単価の設定 2-1 市場単価の構成と範囲 市場単価に対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線の部分である。</p> <table border="1" data-bbox="286 614 817 758"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> <th rowspan="2">支柱 建 込 み</th> <th rowspan="2">ステー ア ン カ ー 設 置</th> <th rowspan="2">ロー プ 設 置</th> <th rowspan="2">金 網 等 設 置</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>支柱設置工 (中間及び端末)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 材料の現場内小運搬・持ち上げを含む。</p>	工 種	市場単価			支柱 建 込 み	ステー ア ン カ ー 設 置	ロー プ 設 置	金 網 等 設 置	機	労	材	支柱設置工 (中間及び端末)	○	○	○					<p>⑤-4 防護柵設置工(落石防護柵)</p> <p>1. 適用範囲 本資料は市場単価方式による、落石防護柵(ストーンガード)設置及び撤去工に適用する。 なお、市場単価の適用工種は、下記のとおりとする。</p> <p>1-1 市場単価が適用できる範囲 (1) 防護柵設置工のうち、落石防護柵(ストーンガード)設置及び撤去に適用し、柵高は4m以下、支柱間隔は3m(耐雪型(上弦材付き)は3m、2m)とする。</p> <p>1-2 市場単価が適用できない範囲 (1) 特別調査等別途考慮するもの。 1) 柵高が1.5m未満、または4mを超える場合。 2) 耐雪型のロープ・金網設置工(上弦材なし)の場合。 3) 耐雪型のロープ・金網設置工(上弦材付き)で柵高が3mを超える場合。 4) 落雪(せり出し)防護柵の場合。 5) 支柱の塗装仕様が現場塗装の場合。 6) 高エネルギー吸収柵の場合。 7) 特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。 8) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用できない場合。</p> <p>2. 市場単価の設定 2-1 市場単価の構成と範囲 市場単価に対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線の部分である。</p> <table border="1" data-bbox="1294 686 1825 829"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> <th rowspan="2">支柱 建 込 み</th> <th rowspan="2">ステー ア ン カ ー 設 置</th> <th rowspan="2">ロー プ 設 置</th> <th rowspan="2">金 網 等 設 置</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>支柱設置工 (中間及び端末)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 1. 材料の現場内小運搬・持ち上げを含む。 2. 索端金具・Uボルトの材料費及び設置費を含む。</p>	工 種	市場単価			支柱 建 込 み	ステー ア ン カ ー 設 置	ロー プ 設 置	金 網 等 設 置	機	労	材	支柱設置工 (中間及び端末)	○	○	○				
工 種	市場単価			支柱 建 込 み	ステー ア ン カ ー 設 置					ロー プ 設 置	金 網 等 設 置																													
	機	労	材																																					
支柱設置工 (中間及び端末)	○	○	○																																					
工 種	市場単価			支柱 建 込 み	ステー ア ン カ ー 設 置	ロー プ 設 置	金 網 等 設 置																																	
	機	労	材																																					
支柱設置工 (中間及び端末)	○	○	○																																					
VI-2-⑤-35	<p>⑤-5 防護柵設置工(落石防止網)</p> <p>1. 適用範囲 本資料は、市場単価方式による落石防止網(ロックネット)設置工に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用できる範囲 (1) 資材持ち上げ直高が45m以下で、覆式の鋼製落石防止網(ロックネット)設置工及びポケット式の鋼製落石防止網(ロックネット)設置工のうち支柱がアンカー固定式による場合の新設工事。</p> <p>1-2 市場単価が適用できない範囲 (1) 土工事標準積算基準等により別途積算するもの。 1) 落石防止網(繊維網)設置工。 (2) 特別調査等別途考慮するもの。 1) ロープ伏工及び密着型安定ネット工による落石予防工。 2) ポケット式の鋼製落石防止網(ロックネット)設置工のうち、支柱が埋め込み式及びミニポケット式(支柱据置式)による場合。 3) アンカー及び支柱の設置がコンクリートの基礎による場合。 4) 特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。 5) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用できない場合。</p>	<p>⑤-5 防護柵設置工(落石防止網)</p> <p>1. 適用範囲 本資料は、市場単価方式による落石防止網(ロックネット)設置工に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用できる範囲 (1) 資材持ち上げ直高が45m以下で、覆式の鋼製落石防止網(ロックネット)設置工及びポケット式の鋼製落石防止網(ロックネット)設置工のうち支柱がアンカー固定式による場合の新設工事。 (2) 支柱の表面仕様が工場メッキ仕上げ、または現場塗装仕上げ(メッキなし)の場合。</p> <p>1-2 市場単価が適用できない範囲 (1) 土工事標準積算基準等により別途積算するもの。 1) 落石防止網(繊維網)設置工。 (2) 特別調査等別途考慮するもの。 1) ロープ伏工及び密着型安定ネット工による落石予防工の場合。 2) ポケット式の鋼製落石防止網(ロックネット)設置工のうち、支柱が埋め込み式及びミニポケット式(支柱据置式)による場合。 3) アンカー及び支柱の設置がコンクリートの基礎による場合。 4) 支柱の表面仕様がメッキの上に塗装仕上げする場合。 5) 特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。 6) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用できない場合。</p>																																						

平成26年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1一般土木〕第VI編 市場単価 改定対照表

頁	現 行	改 定 (平成27年7月30日以降適用)																				
VI-2-⑤-38																						
	<p>3. 適用にあたっての留意事項 市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。 (1) 簡易ケーブルクレーンで資材を吊上げる場合は、簡易ケーブルクレーンの設置・撤去に要する費用は別途「第IV編第2章①-7雪崩発生予防柵設置工 3-1-3 簡易ケーブルクレーン設置撤去歩掛」により計上する。これによりがたい場合は、別途考慮する。 (2) 随意契約による調整を行う場合の取り扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。</p>	<p>3. 適用にあたっての留意事項 市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。 (1) 簡易ケーブルクレーンで資材を吊上げる場合は、簡易ケーブルクレーンの設置・撤去に要する費用は別途「第IV編第2章①-7雪崩発生予防柵設置工 3-1-3 簡易ケーブルクレーン設置撤去歩掛」により計上する。これによりがたい場合は、別途考慮する。 (2) 随意契約による調整を行う場合の取り扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。</p>																				
VI-2-⑥-1	<p>(2) 特別調査等別途考慮するもの 1) モルタル・コンクリート吹付工で法面垂直高が45mを超える場合、又は、吹付けのホース延長が100mを超える場合、植生基材吹付工で法面垂直高が80mを超える場合、客土吹付工で法面垂直高が25mを超える場合、及び種子散布工で法面垂直高が30mを超える場合 2) 使用植物(種子)に花系及び表2.6以外の種子を主体として用いる植生基材吹付工、客土吹付工、種子散布工、植生マット工、植生シート工 3) 吹付砕工の枠内吹付で、モルタル、コンクリート及び植生基材以外を吹付ける場合 4) 植生マット工・繊維ネット工・植生シート工で以下の場合 ① 繊維ネット工で金属繊維を用いたネットを使用する場合 ② 肥料袋付で肥料袋の形状がパイプ状でないもの ③ 岩盤法面相当に適用する高規格製品(植生基材封入タイプ等)を使用する場合 5) 植生筋工・筋芝工・張芝工で以下の場合 ① 植生筋工、筋芝工を切土法面に施工する場合 ② 部分張り(目地張り、千鳥張り、市松張り)の場合 ③ 公園工事の場合 ④ 道路植栽工事の場合 6) 植生基材吹付工で現場発生木材(チップ材等)を使用する場合 7) 特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合 8) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用できない場合</p>	<p>(2) 特別調査等別途考慮するもの 1) モルタル・コンクリート吹付工で法面垂直高が45mを超える場合、又は、吹付けのホース延長が100mを超える場合、植生基材吹付工で法面垂直高が80mを超える場合、客土吹付工で法面垂直高が25mを超える場合、及び種子散布工で法面垂直高が30mを超える場合 2) 使用植物(種子)に花系及び表2.6以外の種子を主体として用いる植生基材吹付工、客土吹付工、種子散布工、植生マット工、植生シート工 3) 使用植物(種子)に国産の種子を用いる植生基材吹付工、客土吹付工、種子散布工、植生マット工、植生シート工 4) 吹付砕工の枠内吹付で、モルタル、コンクリート及び植生基材以外を吹付ける場合 5) 植生マット工・繊維ネット工・植生シート工で以下の場合 ① 繊維ネット工で金属繊維を用いたネットを使用する場合 ② 肥料袋付で肥料袋の形状がパイプ状でないもの ③ 岩盤法面相当に適用する高規格製品(植生基材封入タイプ等)を使用する場合 6) 植生筋工・筋芝工・張芝工で以下の場合 ① 植生筋工、筋芝工を切土法面に施工する場合 ② 部分張り(目地張り、千鳥張り、市松張り)の場合 ③ 公園工事の場合 ④ 道路植栽工事の場合 7) 植生基材吹付工で現場発生木材(チップ材等)を使用する場合 8) 特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合 9) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用できない場合</p>																				
VI-2-⑥-5	<p>表2.6 主体種子</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">草本類</td> <td>外 来 種</td> <td>トールフェスク クリーピングレッドフェスク オーチャードグラス ケンタッキーブルーグラス チモシー パミューダグラス ペピアグラス ホワイトクローバー ペレニアルライグラス イタリアンライグラス ベントグラス レッドトップ</td> </tr> <tr> <td>在 来 種</td> <td>ヨモギ ススキ イタドリ メドハギ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">木本類</td> <td>外 来 種</td> <td>イタチハギ</td> </tr> <tr> <td>在 来 種</td> <td>ヤマハギ(皮取り) ヤマハギ(皮付き) コマツナギ</td> </tr> </table>	草本類	外 来 種	トールフェスク クリーピングレッドフェスク オーチャードグラス ケンタッキーブルーグラス チモシー パミューダグラス ペピアグラス ホワイトクローバー ペレニアルライグラス イタリアンライグラス ベントグラス レッドトップ	在 来 種	ヨモギ ススキ イタドリ メドハギ	木本類	外 来 種	イタチハギ	在 来 種	ヤマハギ(皮取り) ヤマハギ(皮付き) コマツナギ	<p>表2.6 主体種子</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">草本類</td> <td>外 来 種</td> <td>トールフェスク クリーピングレッドフェスク オーチャードグラス ケンタッキーブルーグラス チモシー パミューダグラス ペピアグラス ホワイトクローバー ペレニアルライグラス イタリアンライグラス ベントグラス レッドトップ</td> </tr> <tr> <td>在 来 種</td> <td>ヨモギ ススキ イタドリ メドハギ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">木本類</td> <td>外 来 種</td> <td>イタチハギ</td> </tr> <tr> <td>在 来 種</td> <td>ヤマハギ(皮取り) ヤマハギ(皮付き) コマツナギ</td> </tr> </table> <p>(注)種子は外国産を対象とする。</p>	草本類	外 来 種	トールフェスク クリーピングレッドフェスク オーチャードグラス ケンタッキーブルーグラス チモシー パミューダグラス ペピアグラス ホワイトクローバー ペレニアルライグラス イタリアンライグラス ベントグラス レッドトップ	在 来 種	ヨモギ ススキ イタドリ メドハギ	木本類	外 来 種	イタチハギ	在 来 種	ヤマハギ(皮取り) ヤマハギ(皮付き) コマツナギ
草本類	外 来 種		トールフェスク クリーピングレッドフェスク オーチャードグラス ケンタッキーブルーグラス チモシー パミューダグラス ペピアグラス ホワイトクローバー ペレニアルライグラス イタリアンライグラス ベントグラス レッドトップ																			
	在 来 種	ヨモギ ススキ イタドリ メドハギ																				
木本類	外 来 種	イタチハギ																				
	在 来 種	ヤマハギ(皮取り) ヤマハギ(皮付き) コマツナギ																				
草本類	外 来 種	トールフェスク クリーピングレッドフェスク オーチャードグラス ケンタッキーブルーグラス チモシー パミューダグラス ペピアグラス ホワイトクローバー ペレニアルライグラス イタリアンライグラス ベントグラス レッドトップ																				
	在 来 種	ヨモギ ススキ イタドリ メドハギ																				
木本類	外 来 種	イタチハギ																				
	在 来 種	ヤマハギ(皮取り) ヤマハギ(皮付き) コマツナギ																				

平成26年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1一般土木〕第VI編 市場単価 改定対照表

頁	現 行	改 定 (平成27年7月30日以降適用)
VI-2-⑥-7	<p>3. 適用にあたっての留意事項 市場単価の適用にあたっては、下記の点に留意すること。</p> <p>(1) モルタル吹付工、コンクリート吹付工</p> <p>1) モルタル、コンクリートの強度は、15N/mm² (150kgf/cm²) 程度以上とする。</p> <p>2) 菱形金網は、線形 2.0mm 網目 50mm、アンカーピンは φ 9(D10) × L=200mm・1.5 本/㎡、及び φ 16(D16) × L=400mm・0.3 本/㎡ をそれぞれ標準とする。</p> <p>3) 溶接金網を使用する場合は適用できない。</p> <p>4) 補強鉄筋が必要な場合は別途計上する。</p> <p>5) 仮設ロープ等による施工を標準とする。</p> <p>6) 目地及び水抜きパイプ等の施工の有無に関わらず適用できる。</p> <p>7) オーバーハングの法面は別途積算とする。</p> <p>8) 施工規模は、モルタル吹付工、コンクリート吹付工のそれぞれ1工事の全体数量で判定する。</p> <p>(2) 植生基材吹付工</p> <p>1) 菱形金網は、線形 2.0mm 網目 50mm、アンカーピンは φ 9(D10) × L=200mm・1.5 本/㎡、及び φ 16(D16) × L=400mm・0.3 本/㎡ をそれぞれ標準とする。</p> <p>2) 仮設ロープ等による施工を標準とする。</p> <p>3) 施工規模は、植生基材吹付工のみの1工事の全体数量で判定する。</p> <p>4) 植生基材吹付工は、法面部への施工を標準とするが、法面に一部平面部(小段等)が含まれる施工にも適用できる。ただし、平面部のみの施工には適用できない。</p> <p>(3) 客土吹付工、種子散布工</p> <p>1) 客土吹付工に併用して施工するラス張りは、第VI編第2章⑥-2吹付土工による。</p> <p>2) 施工規模は、客土吹付工、種子散布工それぞれの1工事の全体数量で判定する。</p> <p>3) 客土吹付工は、法面部への施工を標準とするが、法面に一部平面部(小段等)が含まれる施工にも適用できる。ただし、平面部のみの施工には適用できない。</p> <p>4) 種子散布工は施工場所(法面部・平面部)に関わらず適用できる。</p> <p>(6) 植生筋工、筋芝工、張芝工</p> <p>1) 植生筋工、筋芝工の設計数量は、芝の総面積ではなく、対象となる法面の面積とする。</p> <p>2) 植生筋工、筋芝工は土羽厚 30cm を標準とする。</p> <p>3) 張芝工は、施工場所(法面部・平面部)に関わらず適用できる。</p> <p>4) 植生筋工、筋芝工は耳芝及び肥料等、張芝工は、耳芝、目串及び肥料等必要な資材を含む。ただし、使用の有無に関わらず適用できる。</p> <p>5) 施工規模は、植生筋工、筋芝工、張芝工それぞれの1工事の全体数量で判定する。</p> <p>6) 北海道の張芝の形状はロール芝とし、かけ土作業は含まない(栽培土芝も適用可)。</p> <p>(7) 随意契約により調整を行う場合の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。</p>	<p>3. 適用にあたっての留意事項 市場単価の適用にあたっては、下記の点に留意すること。</p> <p>(1) モルタル吹付工、コンクリート吹付工</p> <p>1) 法面部への施工を標準とするが、法面に一部平面部(小段等)が含まれる施工にも適用できる。ただし、平面部のみの施工には適用できない。</p> <p>2) モルタル、コンクリートの強度は、15N/mm² (150kgf/cm²) 程度以上とする。</p> <p>3) 特殊セメントを除き、普通セメント、高炉セメントの種別に関わらず適用できる。</p> <p>4) 菱形金網は、線形 2.0mm 網目 50mm、アンカーピンは φ 9(D10) × L=200mm・1.5 本/㎡、及び φ 16(D16) × L=400mm・0.3 本/㎡ をそれぞれ標準とする。</p> <p>5) 溶接金網を使用する場合は適用できない。</p> <p>6) ラス張りはスペーサーの有無に関わらず適用できる。</p> <p>7) 補強鉄筋が必要な場合は別途計上する。</p> <p>8) 仮設ロープ等による施工を標準とする。</p> <p>9) 目地及び水抜きパイプ等の施工の有無に関わらず適用できる。</p> <p>10) 吸出し防止材が必要な場合は材料費、設置手間を別途計上する。</p> <p>1) オーバーハングの法面は別途考慮する。</p> <p>2) 施工規模は、モルタル吹付工、コンクリート吹付工のそれぞれ1工事の全体数量で判定する。</p> <p>(2) 植生基材吹付工</p> <p>1) 菱形金網は、線形 2.0mm 網目 50mm、アンカーピンは φ 9(D10) × L=200mm・1.5 本/㎡、及び φ 16(D16) × L=400mm・0.3 本/㎡ をそれぞれ標準とする。</p> <p>2) 仮設ロープ等による施工を標準とする。</p> <p>3) 施工規模は、植生基材吹付工のみの1工事の全体数量で判定する。</p> <p>4) 植生基材吹付工は、法面部への施工を標準とするが、法面に一部平面部(小段等)が含まれる施工にも適用できる。ただし、平面部のみの施工には適用できない。</p> <p>5) ラス張りはスペーサーの有無に関わらず適用できる。</p> <p>6) 生育基盤材、肥料、接合材を含む。</p> <p>(3) 客土吹付工、種子散布工</p> <p>1) 客土吹付工に併用して施工するラス張りは、第VI編第2章⑥-2吹付土工による。</p> <p>2) 施工規模は、客土吹付工、種子散布工それぞれの1工事の全体数量で判定する。</p> <p>3) 客土吹付工は、法面部への施工を標準とするが、法面に一部平面部(小段等)が含まれる施工にも適用できる。ただし、平面部のみの施工には適用できない。</p> <p>4) 種子散布工は施工場所(法面部・平面部)に関わらず適用できる。</p> <p>5) 「繊維ネット工」が必要な場合は材料費、設置手間を別途計上する。</p> <p>(6) 植生筋工、筋芝工、張芝工</p> <p>1) 植生筋工、筋芝工の設計数量は、芝の総面積ではなく、対象となる法面の面積とする。</p> <p>2) 植生筋工、筋芝工は土羽厚 30cm を標準とする。</p> <p>3) 張芝工は、施工場所(法面部・平面部)に関わらず適用できる。</p> <p>4) 植生筋工、筋芝工は耳芝及び肥料等、張芝工は、耳芝、目串及び肥料等必要な資材を含む。ただし、使用の有無に関わらず適用できる。</p> <p>5) 施工規模は、植生筋工、筋芝工、張芝工それぞれの1工事の全体数量で判定する。</p> <p>6) 北海道の張芝の形状はロール芝とし、かけ土作業は含まない(栽培土芝も適用可)。</p> <p>(7) 随意契約により調整を行う場合の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。</p>

次ページへ移行

前ページから分割

平成26年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1一般土木〕第VI編 市場単価 改定対照表

頁 VI-2-⑥-9

現 行

(3) 機械播種施工による植生工

施工歩掛コード	WB810830	施工単位	㎡
施工区分	入 力 条 件		
	J 1	J 2	J 3
工 種 区 分	吹 付 厚	施 工 規 模	時間制約を受ける場合の補正
各 種	① 1 cm	① 1000 ㎡以上(標準) ② 500 ㎡以上	① 無 ② 有
	② 2 cm		
	③ 3 cm		
	④ 4 cm		
	⑤ 5 cm		
	⑥ 6 cm		
	⑦ 7 cm		
	⑧ 8 cm		
	⑨ 10cm		
	⑩ 植生基材吹付工		
⑪ 客土吹付工	② 500 ㎡以上	① 無	
⑫ 種子散布工	③ 1000 ㎡未満	② 有	
	④ 500 ㎡未満	② 有	

- (注) 1. J 1条件で①を選択した場合は、J 2条件は③～⑩より選択すること。
 2. J 1条件で②を選択した場合は、J 2条件は①～③より選択すること。
 3. J 1条件で③を選択した場合は、J 2条件は選択する必要はない。
 4. J 1条件で④～⑩を選択した場合は、J 5、J 6条件は選択する必要はない。
 5. J 3条件の施工規模は、1工事に、植生基材吹付工と枠内吹付工(植生基材)がある場合、合計施工数量で判定すること。
 6. J 3条件で⑩を選択した場合は、J 4条件は①で固定される。
 7. J 5条件の法面垂直高補正は、施工基面から上面に施工する場合の法面垂直高が45mを超え80m以下の場合に②(補正有り)を選択する。ただし、施工基面から下面に施工する場合は、法面垂直高が45mを超え80m以下であっても①(補正無し)を選択すること。
 8. 繊維ネットが必要な場合は、「(5) 繊維ネット工 WB810880」により別途計上すること。
 9. J 1条件で②を選択した場合でラス張が必要な場合は「第VI編第2章⑥-2吹付枠工 WB811120」により別途計上することとし、その場合は「法面清掃を必要としない場合」を条件選択すること。
 10. 法面整形が必要な場合は「第II編第2章①法面工」により別途計上すること。
 11. 散水養生が必要な場合は「第III編第2章⑬野芝種子吹付工」により別途計上すること。

(4) 人力施工による植生工

施工歩掛コード	WB810870	施工単位	㎡
施工区分	入 力 条 件		
	J 1	J 2	J 3
工 種 区 分	施 工 規 模	時間制約を受ける場合の補正	
各 種	① 1000 ㎡以上(標準)	① 無 ② 有	
	② 500 ㎡以上1000 ㎡未満		
	③ 500 ㎡未満		
	④ 500 ㎡以上(標準)		
	⑤ 300 ㎡以上500 ㎡未満		
	⑥ 300 ㎡未満		

- (注) 1. J 1条件で①～⑥を選択した場合は、J 2条件は①～③より選択すること。
 2. J 1条件で④～⑥を選択した場合は、J 2条件は④～⑥より選択すること。
 3. J 2条件で②～③及び⑤～⑥を選択した場合、J 3条件は①で固定される。
 4. 法面整形が必要な場合は「第II編第2章①法面工」により別途計上すること。
 5. 散水養生が必要な場合は「第III編第2章⑬野芝種子吹付工」により別途計上すること。
 6. 植生マット工、植生シート工については、1工事に於いて植生マット工と植生シート工を使用する場合、または植生シート工の標準品と環境品を使用する場合、施工規模は合計施工数量で判定する。
 7. 張芝工については、1工事に於いて法面工と平面部に施工する場合、施工規模は合計施工数量で判定する。

改 定 (平成27年7月30日以降適用)

(3) 機械播種施工による植生工

施工歩掛コード	WB810830	施工単位	㎡
施工区分	入 力 条 件		
	J 1	J 2	J 3
工 種 区 分	吹 付 厚	施 工 規 模	時間制約を受ける場合の補正
各 種	① 1 cm	① 1000 ㎡以上(標準) ② 500 ㎡以上	① 無 ② 有
	② 2 cm		
	③ 3 cm		
	④ 4 cm		
	⑤ 5 cm		
	⑥ 6 cm		
	⑦ 7 cm		
	⑧ 8 cm		
	⑨ 10cm		
	⑩ 植生基材吹付工		
⑪ 客土吹付工	② 500 ㎡以上	① 無	
⑫ 種子散布工	③ 1000 ㎡未満	② 有	
	④ 500 ㎡未満	② 有	

- (注) 1. J 1条件で①を選択した場合は、J 2条件は③～⑩より選択すること。
 2. J 1条件で②を選択した場合は、J 2条件は①～③より選択すること。
 3. J 1条件で③を選択した場合は、J 2条件は選択する必要はない。
 4. J 1条件で④～⑩を選択した場合は、J 5、J 6条件は選択する必要はない。
 5. J 3条件の施工規模は、1工事に、植生基材吹付工と枠内吹付工(植生基材)がある場合、合計施工数量で判定すること。
 6. J 3条件で⑩を選択した場合は、J 4条件は①で固定される。
 7. J 5条件の法面垂直高補正は、施工基面から上面に施工する場合の法面垂直高が45mを超え80m以下の場合に②(補正有り)を選択する。ただし、施工基面から下面に施工する場合は、法面垂直高が45mを超え80m以下であっても①(補正無し)を選択すること。
 8. 繊維ネットが必要な場合は、「(5) 繊維ネット工 WB810880」により別途計上すること。
 9. J 1条件で②を選択した場合でラス張が必要な場合は「第VI編第2章⑥-2吹付枠工 WB811120」により別途計上することとし、その場合は「法面清掃を必要としない場合」を条件選択すること。
 10. 法面整形が必要な場合は「第II編第2章①法面工」により別途計上すること。
 11. 散水養生が必要な場合は「第III編第2章⑬野芝種子吹付工」により別途計上すること。

(4) 人力施工による植生工

施工歩掛コード	WB810870	施工単位	㎡
施工区分	入 力 条 件		
	J 1	J 2	J 3
工 種 区 分	施 工 規 模	時間制約を受ける場合の補正	
各 種	① 1000 ㎡以上(標準)	① 無 ② 有	
	② 500 ㎡以上1000 ㎡未満		
	③ 500 ㎡未満		
	④ 500 ㎡以上(標準)		
	⑤ 300 ㎡以上500 ㎡未満		
	⑥ 300 ㎡未満		

- (注) 1. J 1条件で①～⑥を選択した場合は、J 2条件は①～③より選択すること。
 2. J 1条件で④～⑥を選択した場合は、J 2条件は④～⑥より選択すること。
 3. J 2条件で②～③及び⑤～⑥を選択した場合、J 3条件は①で固定される。
 4. 法面整形が必要な場合は「第II編第2章①法面工」により別途計上すること。
 5. 散水養生が必要な場合は「第III編第2章⑬野芝種子吹付工」により別途計上すること。
 6. 植生マット工、植生シート工については、1工事に於いて植生マット工と植生シート工を使用する場合、または植生シート工の標準品と環境品を使用する場合、施工規模は合計施工数量で判定する。
 7. 張芝工については、1工事に於いて法面工と平面部に施工する場合、施工規模は合計施工数量で判定する。

平成26年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1一般土木〕第VI編 市場単価 改定対照表

頁	現 行	改 定 (平成27年7月30日以降適用)
VI-2-⑥-12	<p>⑥-2 吹付 枠 工</p> <p>1. 適用 範囲</p> <p>本資料は、市場単価方式による吹付枠工に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用出来る範囲</p> <p>(1) 金網メッシュ、プラスチック段ボール等の自由に変形可能な型枠鉄筋のプレハブ部材を用い、鉄筋を含む吹付枠工。</p> <p>1-2 市場単価が適用出来ない範囲</p> <p>(1) 特別調査等別途考慮するもの。</p> <p>1) 法面垂直高さが45mを超える場合、又は、吹付けのホース延長が100mを超える場合。</p> <p>2) 梁の断面が正方形以外の場合。</p> <p>3) 基本外観形状が矩形(正方形、長方形)以外の場合。</p> <p>4) 特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。</p> <p>5) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用出来ない場合。</p>	<p>⑥-2 吹付 枠 工</p> <p>1. 適用 範囲</p> <p>本資料は、市場単価方式による吹付枠工に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用出来る範囲</p> <p>(1) 金網メッシュ、プラスチック段ボール等の自由に変形可能な型枠鉄筋のプレハブ部材を用い、鉄筋を含む吹付枠工。</p> <p>1-2 市場単価が適用出来ない範囲</p> <p>(1) 特別調査等別途考慮するもの。</p> <p>1) 法面垂直高さが45mを超える場合、又は、吹付けのホース延長が100mを超える場合。</p> <p>2) 梁の断面が正方形以外の場合。</p> <p>3) 基本外観形状が矩形(正方形、長方形)以外(三角形、台形、円形等)の場合(一部分のみが矩形以外の場合は除く)。</p> <p>4) 設計アンカー力が標準以外の場合。</p> <p>5) 梁断面150×150で主アンカーにロックボルトを使用する場合。</p> <p>6) 梁断面300×300以下でスターラップを配置する場合。</p> <p>7) ラス張工を枠内に部分的に施工する場合。</p> <p>8) ラス張工で変形金網を使用しない場合。</p> <p>9) 特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。</p> <p>10) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用出来ない場合。</p>
VI-2-⑥-14	<p>(2) 土質及び法勾配は問わない。</p> <p>(3) モルタル・コンクリートの強度は18N/mm²程度以上とする。</p> <p>4) スターラップ及び水抜パイプの有無は問わない。</p> <p>5) 仮設ロープ等による施工を標準とする。</p> <p>6) 主アンカー(法枠交点部のアンカー)の種類による市場単価の適用の可否は次表による。</p> <p>また、主アンカーに使用するアンカーバー及び補助アンカー(アンカーピン)の長さは1.0m以内とする。</p>	<p>(2) 土質及び法勾配は問わない。</p> <p>(3) モルタル・コンクリートの強度は18N/mm²程度以上とする。</p> <p>4) 異形棒鋼の材質はSD295A、SD345を問わない。</p> <p>5) スターラップ(梁断面サイズ400×400以上)及び水抜パイプの有無は問わない。</p> <p>6) 仮設ロープ等による施工を標準とする。</p> <p>7) 主アンカー(法枠交点部のアンカー)の種類による市場単価の適用の可否は次表による。</p> <p>また、主アンカーに使用するアンカーバー及び補助アンカー(アンカーピン)の長さは1.0m以内とする。</p>

平成26年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1-一般土木〕第VI編 市場単価 改定対照表

頁

現 行

改 定 (平成27年7月30日以降適用)

VI-2-⑥-15

表3.1 各梁断面サイズの主アンカーによる適用

梁断面	主アンカー (法枠交点部のアンカー)		
	アンカーバー (長さ1.0m以下)	グラウンドアンカー	ロックボルト
150 × 150	○	×	×
200 × 200	○	×	○ 注1
300 × 300	○	×	○ 注1
400 × 400	×	○ 注1	○ 注1
500 × 500	×	○ 注1	×
600 × 600	×	○ 注1	×

- (注) 1. ロックボルト, グラウンドアンカーの材料費及び施工費(労務+機械経費)は含まない。
 2. ロックボルトを設置する場合は「第VI編第2章市場単価⑩鉄筋挿入工(ロックボルト工)」, グラウンドアンカーを設置する場合は、「第II編第2章共通工⑩アンカー工(ロータリーパーカッション式)」により別途計上すること。

- (7) 梁断面サイズの50%を超える間詰コンクリート(モルタル)が必要な場合は, 別途考慮する。なお, 量の判定は各梁ごとに行う。
 (8) 施工規模は, コンクリート吹付け, モルタル吹付けを問わず1工事の全体数量で判定する。
 (9) 梁断面サイズ 400 × 400 以上の標準の設計アンカー力とは以下の場合をいい, これを超えるものについては別途考慮する。

梁断面サイズ	設計アンカー力 kN (t f)	
	二 方 向	一 方 向
400 × 400	150 以下 (15.3)	75 以下 (7.7)
500 × 500	400 以下 (40.8)	200 以下 (20.4)
600 × 600	600 以下 (61.2)	300 以下 (30.6)

- (10) 菱形金網は, 線径 2.0mm 網目 50mm, アンカーピンは $\phi 9 (D10) \times L = 200\text{mm} \cdot 1.5 \text{本}/\text{m}^2$ 及び $\phi 16 (D16) \times L = 400\text{mm} \cdot 0.3 \text{本}/\text{m}^2$ をそれぞれ標準とする。
 (11) 随意契約により調整を行う追加工事の取扱いは, 現工事の施工規模を考慮せず, 単独工事として数量を判定する。

表3.1 各梁断面サイズの主アンカーによる適用

梁断面 (mm)	主アンカー (法枠交点部のアンカー)		
	アンカーバー (長さ1.0m以下)	グラウンドアンカー	ロックボルト
150 × 150	○	×	×
200 × 200	○	×	○ (注)1
300 × 300	○	×	○ (注)1
400 × 400	×	○ (注)1	○ (注)1
500 × 500	×	○ (注)1	×
600 × 600	×	○ (注)1	×

- (注) 1. ロックボルト, グラウンドアンカーの材料費及び施工費(労務+機械経費)は含まない。
 2. ロックボルトを設置する場合は「第VI編第2章市場単価⑩鉄筋挿入工(ロックボルト工)」, グラウンドアンカーを設置する場合は、「第II編第2章共通工⑩アンカー工(ロータリーパーカッション式)」により別途計上すること。

- (8) 梁断面サイズの50%を超える間詰コンクリート(モルタル)が必要な場合は, 別途考慮する。なお, 量の判定は各梁ごとに行う。
 (9) 施工規模は, コンクリート吹付け, モルタル吹付けを問わず1工事の全体数量で判定する。
 (10) 梁断面サイズ 400 × 400 以上の標準の設計アンカー力とは以下の場合をいい, これを超えるものについては別途考慮する。

表3.2 標準設計アンカー力

梁断面サイズ (mm)	設計アンカー力 kN (t f)	
	二 方 向	一 方 向
400 × 400	150 以下 (15.3)	75 以下 (7.7)
500 × 500	400 以下 (40.8)	200 以下 (20.4)
600 × 600	600 以下 (61.2)	300 以下 (30.6)

- (11) 菱形金網は, 線径 2.0mm 網目 50mm, アンカーピンは $\phi 9 (D10) \times L = 200\text{mm} \cdot 1.5 \text{本}/\text{m}^2$ 及び $\phi 16 (D16) \times L = 400\text{mm} \cdot 0.3 \text{本}/\text{m}^2$ をそれぞれ標準とする。
 (12) 随意契約により調整を行う追加工事の取扱いは, 現工事の施工規模を考慮せず, 単独工事として数量を判定する。

平成26年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1一般土木〕第VI編 市場単価 改定対照表

頁	現 行	改 定 (平成27年7月30日以降適用)																																																																																																																																																																									
VI-2-⑦-1	<p>⑦ 道路植栽工</p> <p>1. 適用範囲</p> <p>本資料は、市場単価方式による、道路植栽工に適用する。なお、高木とは樹高3m以上、中木とは樹高60cm以上3m未満、低木とは樹高60cm未満とする。また、幹周とは根幹の上端から高さ1.2mでの幹の周囲長とし、幹が枝分かれしている場合の幹周は各々の総和の70%とする。</p> <p>1-1 市場単価が適用出来る範囲</p> <p>(1) 道路及び道路施設の植樹工、植樹管理及び移植工。</p> <p>1-2 市場単価を適用出来ない範囲</p> <p>(1) 特別調査等別途考慮するもの。</p> <p>1) 移植工のうち、あらかじめ根切りを行い、埋め戻しておき、後日移植する場合。</p> <p>2) 特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。</p> <p>3) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用出来ない場合。</p> <p>2. 市場単価の設定</p> <p>2-1 市場単価の構成と範囲</p> <p>市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。</p> <table border="1" data-bbox="280 662 929 798"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> <th rowspan="2">小</th> <th rowspan="2">植</th> <th rowspan="2">土</th> <th rowspan="2">植</th> <th rowspan="2">埋</th> <th rowspan="2">養</th> <th rowspan="2">場</th> <th rowspan="2">残</th> <th rowspan="2">残</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>植樹工</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>※×</td> <td>運</td> <td>掘</td> <td>壌改良材等の投入</td> <td>付</td> <td>戻し</td> <td>生(水きめ)</td> <td>付近に敷均し</td> <td>土運搬</td> <td>土処分</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 樹木及び土壌改良材の材料費については別途計上すること。</p> <p>2. 補植において枯木の撤去を行った場合の枯木の運搬は含まれるが処分費は別途計上すること。</p> <p>3. ※については、施工単価入力基準表(WB811210)で考慮されているため別途計上する必要はない。</p> <table border="1" data-bbox="280 861 985 1005"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> <th rowspan="2">小</th> <th rowspan="2">支</th> <th rowspan="2">工</th> <th rowspan="2">支</th> <th rowspan="2">積</th> <th rowspan="2">運</th> <th rowspan="2">処</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>支柱設置</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>運</td> <td>柱設置</td> <td>支柱撤去</td> <td>撤去</td> <td>み</td> <td>搬</td> <td>分</td> </tr> </table> <p>(注) 発生材処分における運搬を含む。</p> <table border="1" data-bbox="280 1037 761 1173"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> <th rowspan="2">小</th> <th rowspan="2">地</th> <th rowspan="2">土</th> <th rowspan="2">植</th> <th rowspan="2">養</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>地被覆植付工</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>※×</td> <td>運</td> <td>拵え</td> <td>壌改良材等の投入</td> <td>付</td> <td>生(水きめ)</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 地被覆及び土壌改良材の材料費については別途計上すること。</p> <p>2. ※については、施工単価入力基準表(WB811260)で考慮されているため別途計上する必要はない。</p> <table border="1" data-bbox="280 1212 728 1356"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> <th rowspan="2">せ</th> <th rowspan="2">集</th> <th rowspan="2">運</th> <th rowspan="2">せ</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>植樹管理 せん定</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>ん定</td> <td>積込</td> <td>搬</td> <td>ん定枝処分</td> </tr> </table> <p>(注) せん定枝処分における運搬を含む。</p>	工 種	市場単価			小	植	土	植	埋	養	場	残	残	機	労	材	植樹工	○	○	※×	運	掘	壌改良材等の投入	付	戻し	生(水きめ)	付近に敷均し	土運搬	土処分	工 種	市場単価			小	支	工	支	積	運	処	機	労	材	支柱設置	○	○	○	運	柱設置	支柱撤去	撤去	み	搬	分	工 種	市場単価			小	地	土	植	養	機	労	材	地被覆植付工	○	○	※×	運	拵え	壌改良材等の投入	付	生(水きめ)	工 種	市場単価			せ	集	運	せ	機	労	材	植樹管理 せん定	○	○	○	ん定	積込	搬	ん定枝処分	<p>⑦ 道路植栽工</p> <p>1. 適用範囲</p> <p>本資料は、市場単価方式による、道路植栽工に適用する。なお、高木とは樹高3m以上、中木とは樹高60cm以上3m未満、低木とは樹高60cm未満とする。また、幹周とは根幹の上端から高さ1.2mでの幹の周囲長とし、幹が枝分かれしている場合の幹周は各々の総和の70%とする。</p> <p>1-1 市場単価が適用出来る範囲</p> <p>(1) 道路及び道路施設の植樹工、植樹管理及び移植工。</p> <p>1-2 市場単価を適用出来ない範囲</p> <p>(1) 特別調査等別途考慮するもの。</p> <p>1) 植樹工で園芸を目的として草花類を植樹する場合。</p> <p>2) 植樹工の高木幹周60cm以上90cm未満を人力施工する場合。</p> <p>3) 地被覆植付工でさき類、木草本類、つる性類以外を使用する場合。</p> <p>4) 地被覆植付工でコンテナ径12cmを超える地被類、または高さ(長さ)60cmを超える地被類を使用する場合。</p> <p>5) 移植工のうち、あらかじめ根切りを行い、埋め戻しておき、後日移植する場合。</p> <p>6) 植樹管理(除草)を機械施工する場合。</p> <p>7) 特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。</p> <p>8) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用出来ない場合。</p> <p>2. 市場単価の設定</p> <p>2-1 市場単価の構成と範囲</p> <p>市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。</p> <table border="1" data-bbox="1288 726 1892 861"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> <th rowspan="2">小</th> <th rowspan="2">植</th> <th rowspan="2">土</th> <th rowspan="2">植</th> <th rowspan="2">埋</th> <th rowspan="2">養</th> <th rowspan="2">場</th> <th rowspan="2">残</th> <th rowspan="2">残</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>植樹工</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>※×</td> <td>運</td> <td>掘</td> <td>壌改良材等の投入</td> <td>付</td> <td>戻し</td> <td>生(水きめ)</td> <td>付近に敷均し</td> <td>土運搬</td> <td>土処分</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 樹木及び土壌改良材の材料費については別途計上すること。</p> <p>2. 補植において枯木の撤去を行った場合の枯木の運搬は含まれるが処分費は別途計上すること。</p> <p>3. ※については、施工単価入力基準表(WB811210)で考慮されているため別途計上する必要はない。</p> <table border="1" data-bbox="1288 925 1915 1061"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> <th rowspan="2">小</th> <th rowspan="2">支</th> <th rowspan="2">工</th> <th rowspan="2">支</th> <th rowspan="2">積</th> <th rowspan="2">運</th> <th rowspan="2">処</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>支柱設置</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>運</td> <td>柱設置</td> <td>支柱撤去</td> <td>撤去</td> <td>み</td> <td>搬</td> <td>分</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 発生材処分における運搬を含む。</p> <p>2. 運搬距離にかかわらず適用出来る。</p> <table border="1" data-bbox="1288 1101 1736 1236"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> <th rowspan="2">小</th> <th rowspan="2">地</th> <th rowspan="2">土</th> <th rowspan="2">植</th> <th rowspan="2">養</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>地被覆植付工</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>※×</td> <td>運</td> <td>拵え</td> <td>壌改良材等の投入</td> <td>付</td> <td>生(水きめ)</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 地被覆及び土壌改良材の材料費については別途計上すること。</p> <p>2. ※については、施工単価入力基準表(WB811260)で考慮されているため別途計上する必要はない。</p> <p style="text-align: center;">次頁へ移動</p>	工 種	市場単価			小	植	土	植	埋	養	場	残	残	機	労	材	植樹工	○	○	※×	運	掘	壌改良材等の投入	付	戻し	生(水きめ)	付近に敷均し	土運搬	土処分	工 種	市場単価			小	支	工	支	積	運	処	機	労	材	支柱設置	○	○	○	運	柱設置	支柱撤去	撤去	み	搬	分	工 種	市場単価			小	地	土	植	養	機	労	材	地被覆植付工	○	○	※×	運	拵え	壌改良材等の投入	付	生(水きめ)
工 種	市場単価			小	植										土	植	埋	養	場	残	残																																																																																																																																																						
	機	労	材																																																																																																																																																																								
植樹工	○	○	※×	運	掘	壌改良材等の投入	付	戻し	生(水きめ)	付近に敷均し	土運搬	土処分																																																																																																																																																															
工 種	市場単価			小	支	工	支	積	運	処																																																																																																																																																																	
	機	労	材																																																																																																																																																																								
支柱設置	○	○	○	運	柱設置	支柱撤去	撤去	み	搬	分																																																																																																																																																																	
工 種	市場単価			小	地	土	植	養																																																																																																																																																																			
	機	労	材																																																																																																																																																																								
地被覆植付工	○	○	※×	運	拵え	壌改良材等の投入	付	生(水きめ)																																																																																																																																																																			
工 種	市場単価			せ	集	運	せ																																																																																																																																																																				
	機	労	材																																																																																																																																																																								
植樹管理 せん定	○	○	○	ん定	積込	搬	ん定枝処分																																																																																																																																																																				
工 種	市場単価			小	植	土	植	埋	養	場	残	残																																																																																																																																																															
	機	労	材																																																																																																																																																																								
植樹工	○	○	※×	運	掘	壌改良材等の投入	付	戻し	生(水きめ)	付近に敷均し	土運搬	土処分																																																																																																																																																															
工 種	市場単価			小	支	工	支	積	運	処																																																																																																																																																																	
	機	労	材																																																																																																																																																																								
支柱設置	○	○	○	運	柱設置	支柱撤去	撤去	み	搬	分																																																																																																																																																																	
工 種	市場単価			小	地	土	植	養																																																																																																																																																																			
	機	労	材																																																																																																																																																																								
地被覆植付工	○	○	※×	運	拵え	壌改良材等の投入	付	生(水きめ)																																																																																																																																																																			

平成26年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1一般土木〕第VI編 市場単価 改定対照表

頁

現 行

改 定 (平成27年7月30日以降適用)

VI-2-⑦-2

工 種	市場単価		
	機	労	材
植樹管理 施肥	○	○	※×

(注) ※については、施工単価入力基準表(WB811330、WB811340)で考慮されているため別途計上する必要はない。

工 種	市場単価			防
	機	労	材	
植樹管理 放牧除草	○	○	○	○

工 種	市場単価			防
	機	労	材	
植樹管理 芝刈	○	○	○	○

工 種	市場単価			防
	機	労	材	
植樹管理 灌水	○	○	○	○

(注) 1. 給水及び灌水の移動を含む。
2. 水の費用が必要な場合は別途計上する。
3. 敷水車(貸与)の市場単価には、敷水車の現場係数費及び植樹管理費は含まない。
(注) ※については、施工単価入力基準表(WB811330、WB811390)で考慮されているため別途計上する必要はない。

工 種	市場単価			防
	機	労	材	
移植工 掘取工	○	○	○	○

(注) 1. 移植工における植樹は植樹工を適用する。
2. 掘り取り後の埋戻し土(不足土)の材料費及び運搬費は別途計上する。
3. 低木は根巻きを含まない。
4. 樹木運搬を含む。ただし、運搬距離が30kmを超える場合は別途考慮する。

2-2 市場単価の規格・仕様

道路植栽工の市場単価の規格・仕様区分は、下表のとおりである。

表2-1 植樹工

区 分	規 格 ・ 仕 様	単 位
低 木	樹 高 60cm未満	本
	樹 高 60cm以上100cm未満	本
	樹 高 100cm以上200cm未満	本
中 木	樹 高 200cm以上300cm未満	本
	幹 周 20cm未満	本
	幹 周 20cm以上 40cm未満	本
高 木	幹 周 40cm以上 60cm未満	本
	幹 周 60cm以上 90cm未満	本

(注) 低木には株物、一本立を含む。

工 種	市場単価			せ ん 定	集 積 ・ 積 込	運 搬	せ ん 定 校 正 分
	機	労	材				
植樹管理 せん定	○	○	○				

(注) 1. せん定校正分における運搬を含む。
2. 運搬距離にかかわらず適用出来る。

工 種	市場単価			小 運 搬	施 記
	機	労	材		
植樹管理 施肥	○	○	※×		

(注) ※については、施工単価入力基準表(WB811330、WB811340)で考慮されているため別途計上する必要はない。

工 種	市場単価			防 除	放 牧 除 草	集 積 ・ 積 込	運 搬	処 分
	機	労	材					
植樹管理 放牧除草	○	○	○					

(注) 1. 運搬距離にかかわらず適用出来る。

工 種	市場単価			防 除	芝 刈	集 積 ・ 積 込	運 搬	処 分
	機	労	材					
植樹管理 芝刈	○	○	○					

(注) 1. 運搬距離にかかわらず適用出来る。

工 種	市場単価			防 除
	機	労	材	
植樹管理 灌水	○	○	○	

(注) 1. 給水及び灌水の移動を含む。
2. 水の費用が必要な場合は別途計上する。
3. 敷水車(貸与)の市場単価には、敷水車の現場係数費及び植樹管理費は含まない。
(注) ※については、施工単価入力基準表(WB811330、WB811390)で考慮されているため別途計上する必要はない。

工 種	市場単価			防 除	掘 取 工
	機	労	材		
移植工 掘取工	○	○	○		

(注) 1. 移植工における植樹は植樹工を適用する。
2. 掘り取り後の埋戻し土(不足土)の材料費及び運搬費は別途計上する。
3. 低木は根巻きを含まない。
4. 樹木運搬を含む。ただし、運搬距離が30kmを超える場合は別途考慮する。

次頁へ移動

平成26年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1一般土木〕第VI編 市場単価 改定対照表

頁

現 行

改 定 (平成27年7月30日以降適用)

VI-2-⑦-3

2-2 市場単価の規格・仕様
道路植栽工の市場単価の規格・仕様区分は、下表のとおりである。

表2.1 植樹工

区 分	規 格 ・ 仕 様	単 位
低 木	樹 高 60cm未満	本
	樹 高 60cm以上100cm未満	本
中 木	樹 高 100cm以上200cm未満	本
	樹 高 200cm以上300cm未満	本
高 木	幹 周 20cm未満	本
	幹 周 20cm以上 40cm未満	本
	幹 周 40cm以上 60cm未満	本
	幹 周 60cm以上 90cm未満	本

(注) 低木には株物、一本立を含む。

前頁より移動

次頁へ移動

表2.5 植樹管理(せん定)

区 分	規 格 ・ 仕 様	単 位
高 木 せん定	せん夏 期 幹周 60cm 未満	本
	幹周 60cm 以上 120cm 未満	本
せん冬 期	幹周 60cm 未満	本
	幹周 60cm 以上 120cm 未満	本

(注) 1. 夏期せん定とは、樹幹の乱れや繁茂し過ぎた枝を斫ることを目的としたせん定をいう。
冬期せん定とは、自然樹形の骨格枝を作ることを目的としたせん定をいう。(基本せん定ともいう)

平成26年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1一般土木〕第VI編 市場単価 改定対照表

頁

現 行

改 定 (平成27年7月30日以降適用)

VI-2-⑦-4

表2.7 植樹管理(施肥、除草、芝刈、灌水)

区 分	規 格・仕 様		単 位
施 肥	高木	幹周 60cm 未満	本
		幹周 60cm 以上 120cm 未満	本
	中木	樹高 200cm 以上 300cm 未満	本
	低木 中木	樹高 200cm 未満	本
	寄植	中木及び低木	m ²
除 草	抜根除草	植込み地	m ²
		芝生	m ²
芝 刈	芝 刈		m ²
灌 水	トラック使用		m ²
	散水車使用(貸与車)		m ²

(注) 1. 低木には、植物、一本立を含む。
2. 施肥で寄植の面積は植地面積とする。
3. 灌水で散水車を持ち込む場合は、トラック使用を適用する。

VI-2-⑦-5

表2.5 樹木管理(せん定)

区 分	規 格・仕 様		単 位
高木せん定	夏 せん定	幹周 60cm 未満	本
		幹周 60cm 以上 120cm 未満	本
	冬 せん定	幹周 60cm 未満	本
		幹周 60cm 以上 120cm 未満	本

(注) 1. 夏期せん定とは、樹幹の乱れや節度し込みすぎた枝を截断することを目的としたせん定をいう。
冬期せん定とは、自然樹形の資格枝を採ることを目的としたせん定をいう。(基本せん定ともいう)

前頁より移動

次頁へ移動

表2.7 植樹管理(施肥、除草、芝刈、灌水)

区 分	規 格・仕 様		単 位
施 肥	高木	幹周 60cm 未満	本
		幹周 60cm 以上 120cm 未満	本
	中木	樹高 200cm 以上 300cm 未満	本
	低木 中木	樹高 200cm 未満	本
	寄植	中木及び低木	m ²
除 草	抜根除草	植込み地	m ²
		芝生	m ²
芝 刈	芝 刈		m ²
灌 水	トラック使用		m ²
	散水車使用(貸与車)		m ²

(注) 1. 低木には、植物、一本立を含む。
2. 施肥で寄植の面積は植地面積とする。
3. 灌水で散水車を持ち込む場合は、トラック使用を適用する。

前頁より移動

平成26年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1一般土木〕第VI編 市場単価 改定対照表

頁	現 行	改 定 (平成27年7月30日以降適用)
---	-----	----------------------

VI-2-⑦-6

- (注) 施工規模の加算率は次項に注意し決定すること。
- 1) 植樹工低木は、1工事の低木数量(補植の数量も含める)で判定する。
 - 2) 植樹工中木及び高木は、1工事の中木及び高木の合計数量(補植の数量も含める)で判定する。
 - 3) 支柱設置は、1工事の支柱を設置する中木及び高木の合計数量(補修の数量も含める)で判定する。
ただし、布掛(竹)と生垣形については、1工事の支柱設置延長(補修の数量も含める)で判定する。
 - 4) 支柱撤去は、1工事の支柱を撤去する中木及び高木の合計数量で判定する。
ただし、布掛(竹)と生垣形については、1工事の支柱撤去延長で判定する。
 - 5) 地被類植付は、1工事の地被類の植付数量で判定する。
 - 6) せんだ低木・中木及び高木は、1工事の低木・中木及び高木の合計数量で判定する。
 - 7) せんだ寄植は、1工事の寄植の数量で判定する。
 - 8) 施肥高木及び中木、低木は、1工事の高木及び中木、低木の合計数量で判定する。
 - 9) 施肥寄植は、1工事の寄植の数量で判定する。
 - 10) 施肥芝は、1工事の芝の数量で判定する。
 - 11) 抜根除草は、1工事の抜根除草の数量で判定する。
 - 12) 芝刈は、1工事の芝刈の数量で判定する。
 - 13) 灌水は、1工事の灌水の数量で判定する。
 - 14) 防除高木及び中木及び低木は、1工事の高木及び中木及び低木の合計数量で判定する。
 - 15) 防除寄植は、1工事の寄植の数量で判定する。
 - 16) 防除芝は、1工事の芝の数量で判定する。
 - 17) 移植工高木は、1工事の高木の数量で判定する。
 - 18) 移植工中木及び低木は、1工事の中木、低木の合計数量で判定する。

- (注) 施工規模の加算率は次項に注意し決定すること。
- 1) 植樹工低木は、1工事の低木数量(補植の数量も含める)で判定する。
 - 2) 植樹工中木及び高木は、1工事の中木及び高木の合計数量(補植の数量も含める)で判定する。
 - 3) 支柱設置は、1工事の支柱を設置する中木及び高木の合計数量(補修の数量も含める)で判定する。
ただし、布掛(竹)と生垣形については、1工事の支柱設置延長(補修の数量も含める)で判定する。
 - 4) 支柱撤去は、1工事の支柱を撤去する中木及び高木の合計数量で判定する。
ただし、布掛(竹)と生垣形については、1工事の支柱撤去延長で判定する。
 - 5) 地被類植付は、1工事の地被類の植付数量で判定する。
 - 6) せんだ低木・中木及び高木は、1工事の低木・中木及び高木の合計数量で判定する。
 - 7) せんだ寄植は、1工事の寄植の低木及び中木の合計数量で判定する。
 - 8) 施肥高木及び中木、低木は、1工事の高木及び中木、低木の合計数量で判定する。
 - 9) 施肥寄植は、1工事の寄植の数量で判定する。
 - 10) 施肥芝は、1工事の芝の数量で判定する。
 - 11) 抜根除草は、1工事の抜根除草の数量で判定する。
 - 12) 芝刈は、1工事の芝刈の数量で判定する。
 - 13) 灌水は、1工事の灌水の数量で判定する。
 - 14) 防除高木及び中木及び低木は、1工事の高木及び中木及び低木の合計数量で判定する。
 - 15) 防除寄植は、1工事の寄植の低木及び中木の合計数量で判定する。
 - 16) 防除芝は、1工事の芝の数量で判定する。
 - 17) 移植工高木は、1工事の高木の数量で判定する。
 - 18) 移植工中木及び低木は、1工事の中木、低木の合計数量で判定する。

VI-2-⑦-8

表2.12 加算率・補正係数の数値

区分	記号	せんだ				
		高木・中木 低木	寄植			
加算率	施工規模	S ₀	50本以上 0%	1000㎡以上 0%		
		S ₁	10本以上 50本未満 10%	100㎡以上 1000㎡未満 10%		
		S ₂	10本未満 20%	100㎡未満 20%		
補正係数	時間的制約を受ける場合		K ₁	1.10	1.10	
	夜間作業		K ₂	1.40	1.35	
	施工場所	供用区間	中央分離帯	K ₃	1.15	1.15
			環境緑地帯	K ₄	0.85	0.85
		未供用区間	K ₅	0.85	0.85	

(注) 施工規模加算率(S₁)又は(S₂)と時間的制約を受ける場合の補正係数(K₁)が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。

表2.12 加算率・補正係数の数値

区分	記号	せんだ				
		高木・中木 低木	寄植 中木・低木			
加算率	施工規模	S ₀	50本以上 0%	1000㎡以上 0%		
		S ₁	10本以上 50本未満 10%	100㎡以上 1000㎡未満 10%		
		S ₂	10本未満 20%	100㎡未満 20%		
補正係数	時間的制約を受ける場合		K ₁	1.10	1.10	
	夜間作業		K ₂	1.40	1.35	
	施工場所	供用区間	中央分離帯	K ₃	1.15	1.15
			環境緑地帯	K ₄	0.85	0.85
		未供用区間	K ₅	0.85	0.85	

(注) 施工規模加算率(S₁)又は(S₂)と時間的制約を受ける場合の補正係数(K₁)が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。

平成26年度(10月30日以降適用) 積算基準〔1一般土木〕第VI編 市場単価 改定対照表

頁

現 行

改 定 (平成27年7月30日以降適用)

VI-2-⑦-9

表2.14 加算率・補正係数の数値

区 分	記号	抜根除草	芝刈	灌 水	防 除				
					高木・中木 低 木	寄 植	芝		
加 算 率	施 工 規 模	S ₀	1000㎡以上 0%	1000㎡以上 0%	1000㎡以上 0%	50本以上 0%	1000㎡以上 0%	1000㎡以上 0%	
		S ₁	100㎡以上 1000㎡未満 10%	100㎡以上 1000㎡未満 10%	100㎡以上 1000㎡未満 10%	10本以上 50本未満 10%	100㎡以上 1000㎡未満 10%	100㎡以上 1000㎡未満 10%	
		S ₂	100㎡未満 20%	100㎡未満 20%	100㎡未満 20%	10本未満 20%	100㎡未満 20%	100㎡未満 20%	
補 正 係 数	時間的制約を 受ける場合	K ₁	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	
	夜 間 作 業	K ₂	1.35	1.35	1.30	1.40	1.35	1.35	
	施 工 場 所 供 用 区 間	中 央 分 離 帯	K ₃	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15
		環 境 緑 地 帯	K ₄	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85
		未 供 用 区 間	K ₅	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85

(注) 施工規模加算率(S₁)又は(S₂)と時間的制約を受ける場合の補正係数(K₁)が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。

表2.14 加算率・補正係数の数値

区 分	記号	抜根除草	芝刈	灌 水	防 除				
					高木・中木 低 木	寄 植 中木・低木	芝		
加 算 率	施 工 規 模	S ₀	1000㎡以上 0%	1000㎡以上 0%	1000㎡以上 0%	50本以上 0%	1000㎡以上 0%	1000㎡以上 0%	
		S ₁	100㎡以上 1000㎡未満 10%	100㎡以上 1000㎡未満 10%	100㎡以上 1000㎡未満 10%	10本以上 50本未満 10%	100㎡以上 1000㎡未満 10%	100㎡以上 1000㎡未満 10%	
		S ₂	100㎡未満 20%	100㎡未満 20%	100㎡未満 20%	10本未満 20%	100㎡未満 20%	100㎡未満 20%	
補 正 係 数	時間的制約を 受ける場合	K ₁	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	
	夜 間 作 業	K ₂	1.35	1.35	1.30	1.40	1.35	1.35	
	施 工 場 所 供 用 区 間	中 央 分 離 帯	K ₃	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15
		環 境 緑 地 帯	K ₄	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85
		未 供 用 区 間	K ₅	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85

(注) 施工規模加算率(S₁)又は(S₂)と時間的制約を受ける場合の補正係数(K₁)が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。